

敦煌・吐魯番出土 唐代告身四種と制書について

敦煌・吐魯番出土

# 唐代告身四種と制書について

——唐公式令研究(三)——

中 村 裕 一

## 目 次

はじめに	93
一、乾封二年汜文開告身(図版Ⅰ)	95
(a) 原文書の移録	95
(b) 考証と復元	97
二、延載元年汜德達告身(図版Ⅱ)	103
(a) 原文書の移録	103
(b) 考証と復元	106
三、聖曆元年汜承儼告身(図版Ⅲ)	113
(a) 原文書の移録	113
(b) 考証と復元	114
四、天寶十載張無價告身(図版Ⅳ)	121
(a) 原文書の移録	121
(b) 張無價の家系	124
(c) 唐軍の石国出兵	123
(d) 考証と復元	134
五、唐代制書の復元	152
(a) 制書式	153
(b) 慰勞制書式	161
おわりに	169





大清光緒二十一年歲次己未

蘇州府

蘇州府

蘇州府

蘇州府

蘇州府

蘇州府

蘇州府...

蘇州府...

蘇州府...

蘇州府...

蘇州府...

蘇州府...

蘇州府...

蘇州府...

蘇州府...

蘇州府...

蘇州府...

蘇州府...

蘇州府...

蘇州府...

蘇州府...

蘇州府...

蘇州府...



為西州道撫慰使屯衛將軍蘇農溫  
既乃兼為吐屯檢校度月震密部落  
宣布威恩招納降附問其疾苦濟其  
危厄務盡綏懷之道稱朕意焉

貞觀年中撫慰百濟王詔一首

皇帝聞柱國帶方郡王百濟王扶餘  
義慈朕極膺靈眺若結區宇憂勤  
四海憐養万姓天地之所覆載日月  
之所照臨咸被愷澤致之仁壽王嗣  
守藩緒累効迺心早慕禮樂之風久  
習詩書之教虔脩貢職况彼滄波行  
季相繼於道路睽賁不絕於王府言  
念丹款朕甚嘉之故高麗王高武早

恣意出入及三藩使人等級者知又  
請蔣元昌往彼為王療患者元昌朕  
先使往益州道今猶未還所以未得  
令向王慶所請僧智照還國者已依  
所奏宜知今令朝散大夫莊元表副  
使右衛勳衛振師段智君等往新羅  
王所宜速遣人報將送必令安達勿  
使在道被莫離支等抄截也首春猶  
寒想比無恙國境之內當並平履新  
之慶与王及率士同之康信今還指  
中往意并寄王物如別

貞觀年中撫慰新羅王詔一首

皇帝聞柱國樂浪郡王新羅王金善

德朕祗膺 靈命若臨 區宇矜揚  
之懷無忘於夙夜 撫育之志寧隔於  
遐爾 万方有罪 情深納隍 一物失所  
坐以待旦 高懸恃其險阻 肆行凶慝  
數動干戈 侵王境界 朕愍王在遠 遭  
其充斥 頓命行人 示其利害 而凶愚  
之性 莫肯悛革 故違朕命 曾不休兵  
加以莫離支 蓋蘇文 苞藏禍心 乃致  
害過於忠良 凶虐被其土境 逆亂既  
甚 罪釁難容 朕是以大發師徒 往申  
弔伐 拯彼國之危急 濟遼左之塗炭  
剋定之期 在於旦夕 去年王使人金  
多 遂還曰 具有璽書 以水軍方欲進

之側懸被以朝恩 播茲愷澤 當今三  
韓 史人五郡 士庶永息 風塵之警 長  
保丘山之安 王早著迺誠 每盡藩禮  
干戈所臨 為王除害 忻悅之情 固當  
何已 所遣之兵 宜簡精銳 破賊之曰  
若能立刃 具錄聞奏 當加褒犇 春序  
稍暖 想此無恙 境局之內 當並平安  
自外並元表所具 并寄王信物 如別

文館詞林卷第六百零四

## はじめに

今世紀初頭における所謂西域探險の結果、敦煌・吐魯番地方より多数の古文書が発見され、東洋学研究に多大の成果を与えている。中でも漢文文書の出土は書誌学と比較して非常に遅れていた中国古文书学の成立を可能にし、また長足の進歩をさせることとなった。<sup>(1)</sup> 発見出土した古文書の中には唐代官文書が多数存する。官文書には一定の様式があり、公式令の中に規定されていた。それゆえ、出土した唐代官文書より各官文書の様式を一般化する作業は現在散逸してしまった唐公式令の復元という法制史の基礎的作業とともに、形式的なまでに文書主義で貫ぬかれた唐代律令行政と官人機構の実体を理解する上で重要であり、中国古文书学の隋唐官文書様式論を確立させるためにも必須の作業であると考えられる。本稿に採り上げた唐代告身に関しては Pelliot 2504 公式令断簡に制授告身式が存し、先学の多数の研究があつて、一応その様式に関してはほぼ確立されているといつてよいであろう。<sup>(2)</sup> しかしながら、告身内部の細部にわたる問題、例えば、官位姓名の署名方などに関しては解決の余地が残されているといつてよい。そして、この問題の解明は唐代官人制の具体的理解にも通じるものであると考える。本稿に採り上げる唐代告身四種は現在、未紹介のものや新出土のもので、まだ専論はない。それゆえ、本稿において紹介し、諸先学の驥尾に付すことができ、唐代官人制ならびに中国古文书学、就中、律令官文书様式論に何らかの寄与するところあれば幸尽とするものである。

さて、ここでは以下に紹介する唐代告身四種につき、若干の解説を行い制授告身式を付し行論の便に供しよう。

乾封二年(六六七) 汜文開告身は Pelliot 3714<sup>a</sup> に存し、薄白黄紙に書かれており官印がなく贍本であることは明白である。Pelliot 3714 の紙表には新修本草が書かれており、贍本の紙背が新修本草の書写に利用されたため、敦煌文書中に偶然残つたと考えられる。東洋文庫所蔵の写真を見れば本告身(20)行目以後には某所の馬坊から敦煌県にあてた牒文が接続し、牒文の発信日は「総章二年(六六九)八月廿一日」とあり、牒文の紙表も告身と紙表と同じく新修本草が書かれている。告身の贍本作製の目的は葬送用が主たるものであるが、何故に贍本の本告身が墳墓ではなく敦煌文書の中から発見されたか明らかではない。なお、本贍本告身は現在判明している唐代告身の中では最も古い記年を有するものである。

延載元年(六九四) 汜徳達告身は『文物』一九七二年第一期「吐魯番阿斯塔那——哈拉和卓古墓群清理簡報」に報告されたもので、阿斯塔那 Astana TAM 100 号墓・汜徳達墓から永淳元年汜徳達告身とともに出土したもので、<sup>(3)</sup> 長さ一二六・九 cm 高さ二九・二 cm で三片の麻紙の縫合

敦煌・吐魯番出土 唐代告身四種と制書について



からなり、葬送用の謄本であると伝える。前掲清理簡報に掲げられた図版は少なくて判読不能の部分が多く、また、告身の制詞の部分が省略されていたため利用できなかったが、『文物』一九七五年第八期に比較的鮮明で大きな図版が掲げられ、判読可能となった。なお、本告身に関しては、すでに呉震氏が「從吐魯番出土氾德達告身談唐碎葉鎮城」（前掲第八期所収）なる論文において若干言及されているが、本告身を古文書的に扱ったものではない関係上、残された問題は多く、本稿において卑見を述べることにした。なお、文物の写真は小さく、後日、文字の補正の要あることを述べておく。

△制授告身式▽

門下。具官封姓名不称姓者。依別制。德行庸勳。二云々。

可某官若有勳官封。及別兼帶者。云某官及勳官封。若制授人数多者。並於如故。其非貶責。漏不言封勳者。同銜授法。主者施行若制授人数多者。並於制書之前。名歷件名授。

年月日

中書令具官封臣姓名 宣

中書侍郎具官封臣姓名 奉

中書舍人具官封臣姓名 行

侍中具官封臣名

黃門侍郎具官封臣名

給事中具官封臣名 等言

制書如右。請奉

制付外施行。謹言。

年月日

制可

月 日 都事姓名 受

聖曆二年（六九九）氾承儼告身は Pelliot 3749v に存し、官印がなく謄本である。紙は薄い樺褐紙で紙表には細字で本草が書かれ紙表と紙背の天地は逆になっている。謄本で断簡ながら本告身の史料的价值は現在判明している唐代告身の中で、最も古い記事を有する武官の告身であるという点にある。

天宝十載（七五〇）張无價告身は文物一九七五年第七期の「一九七三年吐魯番阿斯塔那古墓群発掘簡報」に図版とともに報告され、『新疆出土文物』（文物出版社、一九七五年）にはより鮮明な図版が掲げられている。なお、前記簡報によれば張无價告身は吐魯番具阿斯塔那村北の公路東側に位置するTAM五〇九号墓より出土し、それに隣接する五〇六号墓からは紙棺とともに大曆四年（七六九）の張无價買地券が出土したと伝える。天宝十載の記年を有する本告身は張无價が石国出兵に従軍し、その軍功によって武官を授けられた点において、当時の西域情勢と軍制を理解する上で貴重なものであり、また本告身中に通

左司郎中付某司

左丞相具官封名

右丞相具官封名

吏部尚書具官封名

吏部侍郎具官封名

吏部侍郎具官封名

左丞具官封名

其武官。則右丞署。若左右丞  
内一人無。仍見在者通署

告具官封名。奉被

制書如右。符到奉行。

主事姓名

吏部郎中具官姓名

令史姓名

書令史姓名

年月日下。

右制授告身式。基余可応授官爵者准此。

一、乾封二年汜文開告身（図版Ⅰ）

(a) 原文書の移録

前欠

(1) □

可依前件主者施行

敦煌・吐魯番出土 唐代告身四種と制書について

署している中央高官をみれば、李林甫・陳希烈・楊国忠等の名があり、安祿山を除く天宝政治史の立役者が揃っているわけで、天宝十四載の騎都尉秦元□<sup>?</sup>告身とならんで興味深いものがある。本告身は葬送用に作られた贍本であるが、首尾具存した貴重な告身で、一見制授告身式と形式が完全に一致するようにみえるが、詳細に検討すると多くの疑問点が存する。

註

- (1) その一斑は竺沙雅章「中国古文書学の現段階」(『書の日本史』第九卷所収平凡社)に述べられている。
- (2) 唐代告身の研究史は大庭脩「唐告身の古文書学的研究」(『西域文化研究』(三)所収)に詳しい。
- (3) 永淳元年汜德達告身に関しては拙稿「トルファン出土唐永淳元年汜德達告身と令書式について——唐公式令研究(一)——」(『大手中女子大学論集』八)を参照。

敦煌・吐魯番出土 唐代告身四種と制書について

(2) 乾封二年三月廿六日

(3) 兼右相兼檢校太子左中護上柱國<sup>(城)</sup>樂成<sup>(城)</sup>貞開國男臣 劉仁軌 宣

(4) 西台侍郎道國公臣 戴至德 奉

(5) 兼西台舍人輕車都尉臣 葉德 行

(6) 東台左相 闕

(7) 東台侍郎 臣 文瓊

(8) 東台舍人上輕車都尉臣 等言

(9) 詔書如右請奉

(10) 詔付外施行謹言

(11) 乾封二年四月廿一日

(12) (詔可) 制可

(13) 四月廿三日寅時都事 韓仁宝 受

(14) <sup>(左丞)</sup>右成務行功付司勳

(15) 匡政 闕

(16) 右匡政闕

(17) 司列大常伯闕

(18) 司列少常伯檢校太子右中議上輕車都尉

(19) 銀青光祿大夫行左肅機 魏鼎開國子

(20) 告上護軍范文開奉被

(21) 詔書如右符到奉行

(22) 主事姓名

(23) 司勳郎中具官姓名 冷史姓名

(24) 書冷史姓名

(25) 乾封二年月 日下

### (b) 考証と復元

先に示した制授告身式から明らかかなように、本告身は制書（詔書）の最後の文言「主者施行」より前の部分と告身式「制書如右。符到奉行」より後の部分を欠いている。(1)行目に「可依前件」の語を補足したのは唐代沙州に本貫を有したと考えられる范文開に対し、勳官・上護軍（比正三品）を授けるのに単独で詔書が出される可能性は少ないと考え、多人数が同一の詔書で授官する場合の文言である「可依前件」を補った。(2)行目の日付は(1)行目以前にあったであろう詔書（東台……可依前件。主者施行）が起草された日付を示す。

(3)行目に通署する劉仁軌は兩唐書に本伝（旧唐書卷八四）があり、経歴はほぼ明らかである。本告身には彼の爵を「樂成県開國男」とするが、旧唐書卷八四の本伝には、

敦煌・吐魯番出土 唐代告身四種と制書について

乾封元年。遷右相兼檢校太子左中護（左庶子）。累前後戰功。封樂城、具男。

とあり、樂成を樂城に作る。また、太平寰宇記卷一河南道東京（開封府）「人物」の条には、

唐劉仁軌。尉氏人。与子姓三人。並授上柱國。州党榮之。号所居為樂城郷三柱里。

とあるから「樂城具開國男」が正しく、「樂成」は原告身から本告身を書写する際に書き誤ったものであろう。なお、右相は龍朔元年（六六一）に中書省が西台に、中書令が右相と改称されたのに依っており、新唐書卷六一宰相表（乾封元年の条に「七月庚午。仁軌兼右相檢校太子左中護」とあるのと劉仁軌の官銜はほぼ一致する。

(4) 行目の戴至徳は兩唐書に本伝がある。彼の爵・道国公は旧唐書卷七〇戴胄伝ならびに戴至徳伝に、

（貞觀）五年。太宗將修復洛陽宮。胄上表諫曰。云々。太宗甚嘉之。因謂侍臣曰。戴胄於我無骨肉之親。但以忠直勵行情深。國事有機

要。無不以聞。所進官爵。以酬厥誠耳。七年。卒。太宗為之舉哀。廢朝三日。贈尚書右僕射。追封道国公。諡曰忠。詔虞世南。撰為碑文。又以胄宅宇弊陋。祭享無所。令有司特為造廟。房玄齡・魏徵並美胄才用。俱与之親善。及胄卒後。嘗見其遊處之地。數為之流涕。胄無子。

以兄子・至徳為後。至徳。乾封中。累遷西台侍郎・同東西台三品。

とあるように、伯父戴胄の爵位を襲爵したものである。新唐書卷六一宰相表（乾封二年の条には「六月乙卯。西台侍郎楊弘武・戴至徳、東台侍御郎李安期、司列少常伯趙仁本。並東西台三品。東台舍人張文瓘參知政事」とあり、(4) 行目の戴至徳の官銜とよく一致する。

(5) 行目の兼西台舍人・葉徳なる人物に関しては月河精舎叢抄所収の唐尚書省郎官石柱題名考・唐御史台精舎題名考ならびに嚴耕望氏の唐僕尚丞郎表にも名前がみえず不明である。兼西台舍人の「兼」字は別に本官があり、他官を兼領した場合に使用すると一般には解されてきた。しかし、本告身によれば葉徳なる人物の乾封二年三月廿六日当時の官銜のすべてが兼西台舍人・輕車都尉であって、「兼」字に対応する本官を有していない。従って、この場合においては前述の解釈は成立しない。「兼」字は前述の意味に解する場合と他に本官を有さず「兼某官」と称し、某官の職務を行う場合が存したことを(5) 行目は示唆しているといえよう。(2) 行目の兼右相の場合も同様である。兼右相・兼西台舍人と右相・西台舍人が具体的にいかに相違するか、すなわち、「兼」字のもつ意味を明らかにするかは今後の唐代律令官制研究の一つの課題である。

(6) 行から(8) 行は告身式から明らかのように、門下侍中以下の官が通署すべきところである。(6) 行目下部には欠員を示す「闕」字があるから、

(6)行目上部は欠けているが、「東台左相」(侍中)の四字のみ在ったことは確實である。(7)行目の上部は欠けてはいるが、(6)行目が東台左相と復元され、(8)行目が東台舎人と判読できるから、当然「東台侍郎」(黄門侍郎)と復元される。下部に「文瓘」とあるのは張文瓘のことである。彼は乾封二年三月当時、東台侍郎の職にあつて、通署しているのであるから、当時彼が帯びていたであろう文散官・勳官・爵が(7)行目にはあつたであろう。

ところで、乾封二年当時、張文瓘は東台侍郎ではなく東台舎人であつたとする史料がある。前掲新唐書宰相表がその一であり、新唐書本紀にも同様の記事がある。資治通鑑卷二〇一乾封二年夏四月の条にも、

乙卯。西台侍郎楊弘武・戴至徳、正諫大夫兼東台侍郎李安期、東台舎人昌樂張文瓘、司列少常伯兼正諫大夫河北趙仁本並同東西台三品。とあり、新唐書宰相表とは月が異なるが、同様のことを伝えている。旧唐書卷八五張文瓘伝には、

龍朔年。累授東西台舎人・參知政事。尋遷東台侍郎同東西台三品兼知左史事。

とあるのみで、乾封二年当時彼が何の官に在つたか断定することはできない。一方、旧唐書卷五乾封二年六月の条には、

乙卯。西台侍郎楊弘武・西台侍郎道国公檢校太子左中護戴至徳・正諫大夫檢校東台侍郎安平郡公李安期・東台侍郎張文瓘並同東西台三品。

とあり、冊府元龜卷七二帝王部命相門(二)乾封二年の条には、

二年六月。西台侍郎楊武・戴至徳、東台侍郎李安期・張文瓘並同東西台三品。

とあり、乾封二年六月当時、張文瓘は東台侍郎の任にあつたと伝え、新唐書の本紀や宰相表、資治通鑑と異つて本告身に記す官と一致し、また新唐書卷一一三張文瓘伝にも、

累授東西台舎人・參知政事。乾封二年。遷東台侍郎同東西台三品。遂与(李)勣同為宰相。

とあつて、本告身と一致するのである。従つて、乾封二年に張文瓘は東台侍郎の任にあつたと本告身から断定し、東台舎人の任にあつたとする史料は誤りとして却けるべきであろう。因みにいえば、同東西台三品||同中書門下三品||同中書門下平章事が官銜に記入されるようになったのは、旧唐書卷五総章二年(六六九)の条に、

二月。東台侍郎同東西台三品兼知左史事張文瓘署位始入銜。

敦煌・吐魯番出土 唐代告身四種と制書について

とあるように総章二年二月からであった。(8)行目の東台舍人(『給事中』)の名は判読できない。

(9)(10)行目は東台(『門下省』)が詔書の施行を請うたところで、「詔書」「詔」とあるのは当時の制度によく適合している。すなわち、則天武后の天授元年(六九〇)に至って、彼女の本名『武照』と詔が普通なるが故に詔は制に改められた。従って、天授元年以前の所謂詔は「詔」とあって然るべきである。とすれば、(12)行目に「制可」とある二字は随分と奇妙である。この「制可」は東台の要請(9)(10)行部分)に対して、皇常の同意を示す語であることは申すまでもない。「制可」とある場合は詔が制と改称されたが故に「制可」というのであり、天授元年以前において、制は詔といわれていたのであるから、当時(11)行目は当然「詔可」とあらねばならない。ところが、「制」字が使用されるべきはずもない乾封二年の告身において「制可」とあるのである。これは必ずや謄本である本告身を作製する際に、原告身には「詔可」とあったものを「制可」と勝手に改変したものに相違ない。この推測に誤りがないとするなら、原告身から謄本を作製した時期は詔を制と改めた天授元年以後であると推定されよう。

更に一步進めて、謄本を作製した人は何故に「制可」と改変したのであろうか。本告身は次の二つの可能性を以て作製されている。(一)原告身を直接みて本告身が作られた。(二)謄本がすでにあり、再謄本である。(一)の場合だとすると官印のある原告身に「詔可」とあるのを無視しての改変であり、(二)の場合だと原告身には原告身通り「詔可」とあったのを誤りであるとし、本謄本を作る時に「制可」と改めたか、原謄本にすでに誤って「制可」と書かれており、それを忠実に写更したかのいずれかであろう。ともかく、原謄本・本謄本の作製者は(12)行目の二字が何故に「詔可」であらねばならないかという同時代の官文書制度を充分理解せず、自己の経験、すなわち、天授元年以後の告身がすべて「制可」とあるのによって「制可」と書いたものであろうと推測される。

(12)行目は東台より施行機関である尚書都省へ(12)行目までの部分の抄本が送付され、都省の都事がそれを受理した日時である。この部分に年号が書かれることは絶対でない。都事の韓仁宝が本告身を受理したのは寅時、すなわち、午前四時を中心として前後二時間を指す。唐代官人の出勤は五更五点に大明宮の建福門に入る規定であり、大唐六典卷一尚書都省・左右司郎中員外郎の条に、

凡内外百僚。日出事既視午而退。有事則直官省之。其務繁不在此例。

とあるように、日出とともに執務を開始した。四月二二日の長安の日出は午前四時五十分であるから、二三日の日出も大体同時刻と考えてよい

から、本告身にいう「四月廿三日寅時」とはほぼ午前五時頃と考えてよいであろう。(13)行目に寅時とあるのは、唐代官人の出勤時間が厳守されていたことを立証する貴重な一史料といえよう。(8)

(14)行目は制授告身式に「左司郎中付某司」とある部分に相当し龍朔二年の官名変更によって左右司郎中が左右丞務と改められたのに依っている。(4)行目に「右成務」とあるのは誤りで、「左丞務」とあるべきである。なぜならば、(一)本告身は(20)行目から明らかなように、沘文開に勳官・上護軍(此正三品)を授けたものであり、勳官授与は尚書六部左行の吏部・司勳司の職務であり、六部の左行(吏部・戸部・礼部)に関する事は左司郎中(≡左丞務)の管轄にあること。(二)制授告身式「左司郎中付某司」の条には告身式の左丞の条に、

左丞具官封名其武官。則右丞署。若左右丞無。仍見在者通署。

とあるように、左右丞いずれか一方が不在であれば見在する者が通署するという細字の原註もなく、大庭修教授の研究された唐代告身の例をみても、左司郎中の所が右司郎中となっているものは一例もなく、左司郎中が不在の場合は「下直」の語が細字で書き入れてある。(5)この事實は左司郎中不在の場合は右司郎中が代って通署するものでないことを示していよう。(三)乾封二年四月当時の左丞務(≡左司郎中)は「行功」とあるように、崔行功がその任にあった。兩唐書本伝(旧唐書卷一九〇(1)、新唐書卷二〇一)には左丞務就任に関しては伝えるところがないが、唐尚書省郎官石柱題名考「左司郎中」の条に崔行功の名前がみえる。(6)以上によって、本告身に「右成務」とあるのは「左丞務」とすべきであって、原告身からの書写の際の書き誤りであると断定される。

(15)行から(19)行目までは告身式「左丞相」以下「左丞」に相当し、龍朔二年の官名変更により、左右僕射は左右匡政、吏部尚書・侍郎は司列太常伯・少常伯、尚書左丞は左肅機と改められたのに依っている。(7)(15)(16)(17)各行の下部に欠員を示す「闕」字があるから、(15)(16)(17)各行は通署すべき左右匡政・司列太常伯の官名のみが書かれていたと推定できる。嚴耕望氏の唐僕尚丞郎表によっても、乾封二年当時、左右匡政・司列太常伯は欠員となっており、本告身の記載とよく一致する。

(18)行目は「司列少常伯」(≡吏部侍郎)が通署すべき所であるから、当然上記五文字が補われるであろう。当時の司列少常伯は一員であり、總章二年四月より二員に増員された。唐僕尚丞郎表によれば、乾封二年三月までは李安期が在任し、以後六月乙卯(二六日)までの時期に趙仁本が就任したとする。本告身に通署するのは二人の内、いずれかであるが、強いて比定すれば趙仁本であろう。

敦煌・吐魯番出土 唐代告身四種と制書について



李安期は定州安平に郡望を有し、李百藥を父に、李徳林を祖父に持つ人物であり、李百藥は貞觀年間（六二六—四九）に安平県開國男から開國子に進爵している。この爵位は当然、李安期が襲爵したものと考えてよく、乾封二年六月における彼の爵位は安平郡公であった（前掲旧唐書卷五（乾封二年六日の条））。とすれば、乾封二年四月当時において、李安期は少なくとも安平県開國子以上安平郡公以下の爵位を有しているはずであり、爵位を有している以上、(18)行目が彼であったとするなら、(18)行目の官銜の内に爵が加えられて然るべきはずである。このことは(4)行目の西台侍郎戴至徳が道国公の爵位を官銜に入れ、(19)行目の左肅機（||左丞）が魏県開國子の爵位を官銜に入れていることによっても傍証されよう。よって、(18)行目は李安期ではなく趙仁本が通署すべき個所であると決定できる。旧唐書卷八一趙仁本伝には司列少常伯になったことを伝えるのみで本告身を資する積極的な記事はない。唐僕尚丞郎表の趙仁本に関する考証は総章元年または二年頃、右相の許敬宗の請託を趙仁本が拒否し、太子右中護（||太子右庶子）となったとするが、本告身によって趙仁本は太子右中護の職を検校しており、司列少常伯を辞して専任の太子右中護になったことが判明する。なお、(18)行目に趙仁本の通署が何故に無いかは充分明らかでない。

(19)行目は左肅機（||左丞）の通署する所であり、その下部に「開國子」とあるから当時の左肅機は欠員ではない。唐僕尚丞郎表によれば当時の左肅機は盧承業である。旧唐書卷八一盧承業伝に附伝された彼の伝には、

顯慶初。復為雍州長史。前後皆有能名。三遷左肅機。兼掌司列選事。賜爵魏県子。總章中。卒於揚州大都督府長史。贈洛州刺史。

とあり、羅振玉の選した芒洛冢墓遺文四編所収の盧承業墓誌には、

使還。詔為銀青光祿大夫行右丞。俄轉左丞。……屬慶洽射。牛礼昭疏。爵封魏県開國子。食邑三百戸。久之。除陝州刺史。……又詔為

銀青光祿大夫行揚州大都督府長史。（下略）

とあり、列伝よりも詳しく彼の官歴を知ることができる。列伝と墓誌を総合した彼の官歴は以下の通りである。雍州長史→邢州刺史→同州刺史→右丞→左丞→陝州刺史→揚州大都督府長史（咸亨二年八月廿日。魏於官舍）。すなわち左丞の前官である右丞の時、文散官は銀青光祿大夫に至り揚州大都督府長史として転出する時も文散官は同じであったのであるから左丞（||左肅機）の時の文散官も銀青光祿大夫（品從三）であったことになる。従って、(19)行目の盧承業の官銜は次のように復元されよう。

銀青光祿大夫行左肅機〔勳官〕魏県開國子

高位の文散官が低位の職事官左肅機(正四品上)の職務に就くのであるから「行」字が文散官と職事官の間に入り、職事官の下には彼の有していたであろう勲官が記され、列伝や墓誌から「魏臬」の二字が補われる。(19)行目に盧承業の名前がない理由は不明である。

(20)行目の「告」字は告身式より補い、「上護」の二字はその下に「軍」字があり、「軍」字の付く勲官は上護軍(比正三品)、護軍(比從三品)の二官あるが、本告身は「告」字と「軍」字の間隔から一応「上護」軍と決定した。汜文開は乾封二年、勲官・上護軍を授与されたのであるが、その授官理由は(1)行目以前にあった詔書の部分を欠いているため充分明らかでない。(21)行目以後は告身式から補った。

### 註

- (1) 大唐六典卷九中書省中書令の条。
- (2) 平岡武夫「開元元年の長安における日出・南中・日入の時刻表」(『唐代の曆』所収)
- (3) 現在判明している唐告身で時間を記入しているものは尙齋藏石記卷二二所収の「門下省行尚書省文刻石」と敦煌堯見騎都尉秦元□告身がある。前者は神龍二年(七〇六)のもので、「四月六日酉時都事下直」とある。後者は天寶一四載(七五五)のもので「五月 日申時都事」とある。
- (4) 大唐六典卷一尚書都省左右司郎中の条。
- (5) 大庭脩「唐告身の古文書学的研究」(『西域文化研究』三)所収)
- (6) 咸亨二年(六七二)五月二日の日付を有する御物の毘婆沙論の奥書には「使朝議大夫守秘書少監兼檢校光祿少卿臣崔行功」とあり、彼の官歴を知る上で貴重な資料を提供している。
- (7) 大唐六典卷一尚書都省。左右丞相ならびに卷二吏部・吏部尚書、侍郎の条。

## 二、延載元年汜德達告身(図版Ⅱ)

### (a) 原文書の移録(○印を付した字は本来、則天文字であったことを示す)

- (1) 准垂拱二年十二月三日勅。金牙軍拔于闐陁四疏
- (2) 勒碎葉等四鎮。每鎮酬勲一軫。破都歷嶺等陣

敦煌・吐魯番出土 唐代告身四種と制書について

敦煌・吐魯番出土 唐代告身四種と制書について

(3) 共酬勲参軫。摠柴軫。

(4) 西州 汜德達 高昌県

(5) 右可輕車都尉

(6) 鸞台。□□都尉張貴卿等壹伯肆拾肆

(7) 人。並武芸可称。戎班早預。東踰□□。北指

(8) 龍庭。既着義於摧兇。俾覃恩於賜□□。可倣

(9) 前件。主者施行

(10) 延載元年九月廿九日。

(11) 銀青光祿大夫守内史上柱国臣 豆盧 被推

(12) 朝議大夫守鳳閣侍郎鳳閣鸞台平章事臣 杜景儉 宣奉

(13) 給事郎守鳳閣舍人内供奉臣 孫□ 行

(14) 朝請大夫守納言 吳興県男臣 璿

(15) 朝請大夫守鸞台侍郎同鳳閣鸞台平章事臣。

(16) 朝議大夫給事中臣 忠 等言

(17) 制書如右。請奉

(18) 制付外施行。謹言

(19) 延載元年十月十六日。

(20) 制可

(21) 十月十八日酉時 都事 下直

(22) 左司郎中 下直

(23) 文昌左相 闕

(24) 文昌右相 闕

(25) 天官尚書 闕

(26) (文散官) 天官侍郎 闕

(27) 朝議郎守天官侍郎 闕

(28) 朝議郎守天官侍郎 闕

(29) 朝議郎守文昌左丞 闕

闕 闕 闕 闕 闕  
□名 □名 □名 □名 □名

(30) 告輕車都尉 范德達 奉被

(31) 制書如右 符到奉行

(32) 主事 德

(33) 可勳員外郎 闕 令史 王仁

(34) 書令史 范羽

敦煌・吐魯番出土 唐代告身四種と制書について

敦煌・吐魯番出土 唐代告身四種と制書について

(35) 延載元年十月廿日下

(b) 考証と復元

延載元年(六九四)十月、西州高昌県に本貫を有する氈德達が勳官・輕車都尉(比從四品)を授けられた理由は本告身(1)と(3)行目に明示されている。すなわち、氈德達は金牙軍の安西四鎮奪回作戰に従軍し、その戦功によって勳官・輕車都尉に至ったのである。そこで、ここではまず、安西四鎮をめぐる当時の西域情勢を概述し、本論に入りたいと思う。

唐代の西域情勢に関しては松田寿男・伊瀬仙太郎・佐藤長の三先学の詳細な研究がある。<sup>(1)</sup> それらの研究によれば、貞觀一四年(六四〇)、唐朝はトルファンに西州を開設して、そこに安西都護府を設置し西域経営の拠点とした。貞觀一八年(六四四)には焉耆国を討ち、同二年(六四七)には龜茲国を討って安西都護府を同国に移徙し全面的西域支配の体制を備えたようである。ところが、永徽二年(六五一)西突厥の阿史那賀魯が唐朝に反乱し、顯慶二年(六五七)に至って平定した。こののち、唐朝は安西都護府を龜茲に復置し安西四鎮を列置し、また崑陵・濛池兩都護府を設置し西突厥旧部を安輯させ、アム河以南にまで支配を及したが咸亨元年(六七〇)吐蕃の西方進出と四鎮攻略を契機として、長期にわたる唐と吐蕃の西域争奪戦が展開することになる。伊瀬氏は咸亨・長寿年間の西域情勢を「咸亨元年、吐蕃による四鎮陥落。上元二年(六七五)、唐の四鎮回復。儀鳳二年(六七七)吐蕃・阿史那都支による四鎮陥落。調露元年(六七九)裴行儉・王方翼による四鎮(碎葉鎮の登場)回復。垂拱三年(六八七)吐蕃による四鎮陥落。長寿元年(六九二)王孝傑・阿史那忠節による四鎮回復。」と結論されている。右の考察に加え、文苑英華卷九三〇(全唐文卷一六五)に所収する員半千の撰した蜀州青城県令達奚君神道碑に、

(垂拱)二年。授高陵県主簿。以旧德起也。属西方不静。北方多難。被奏充金牙道行軍司兵事。不獲以遂即戎也。君設策請拔碎葉・疎勒・于闐・安西四鎮。皆知所計。謀存於我功。在諸人授之。加朝議郎行蒲州司法參軍事。

とあり、垂拱二年(六八六)金牙道行軍が安西四鎮を回復したと伝えているから、調露元年と垂拱三年の間には、もう一度、四鎮の争奪戦があったとみてよいようである。このことは、本告身(1)行目に「垂拱二年十一月三日の勅に准じ」延載元年の四鎮回復の授勳を行えとある垂拱二年に符合するものであって、右の推測を立証するものである。すなわち、垂拱二年十一月三日勅とは二年に四鎮を回復した将兵の授勳の基準を示

した勅であったと解される。

長寿元年以後の西域情勢に關して、新唐書卷二二五(下)西突厥伝には、

其明年。西突厥部立阿史那倭子為可汗。与吐蕃寇。武威道大總管王孝傑。与戰冷泉大嶺谷破之。碎葉鎮守使韓思忠又破泥孰俟斤及突厥施質汗胡祿等。因拔吐蕃泥孰沒斯城。

とあり、資治通鑑卷二〇五延載元年の条には、

二月。武威道總管王孝傑破吐蕃敦論贊刀・突厥可汗倭子等冷泉及大嶺。各三万余人。碎葉鎮守使韓思忠破泥孰俟斤等万人。

とあり、延載元年(六九四)初めにおける唐と吐蕃・西突厥との軍事的衝突を伝えている。なお、右史料においては武威道大總管王孝傑と伝えるが、旧唐書卷九三王孝傑伝には「延載初。入為瀚海道行軍總管。余如故」とあり、王孝傑の作戰地域からみて旧唐書の所伝に従うべきかと考えられる。

さて、本告身(1)と(3)行は「垂拱二年十一月三日の勅に准じ、金牙軍の于闐・安西・疏勒・碎葉等の四鎮を抜きたるは、鎮毎に酬勲一転、都歴嶺等の陣を破るは共て酬勲三転、摠て七転せよ」という意であろう。この文(兵部より吏部司勲司にあてた関文)からは意外な事実が判明する。すなわち、長寿元年、武威道總管王孝傑によって回復された四鎮は早くも翌年には吐蕃によって陥落させられていたという事実である。前掲した延載元年二月の王孝傑・韓思忠を中心とする唐側の軍事行動はその奪回戦に他ならなかった。氾徳達が金牙軍に従軍して勲官輕軍都尉を授官したのは、王孝傑・韓思忠を指揮官とする延載元年二日の戦闘において他に求めがたい。それは大唐六典卷二吏部・尚書侍郎の職掌の条の原註に、

若優勞人有勅。即原作与処分及即与官者。並聽非時選。一百日内注擬畢。

とあり、非時選の場合は百日以内に注擬し畢る規定であり、延載元年二月の戦闘が二月か三月頃終り、露布が作製され都に伝達する時間、注擬の時間等を考慮すれば、時間的には延載元年九月の授勲とほぼ一致することによって肯首しえよう。

告身中にみえる金牙軍に關しては旧唐書卷五・高宗紀(下)永淳元年(六八二)四月の条に、

辛未(甲)。以裴行儉為金牙道行軍大總管。与將軍閻懷且等三總管兵分道。討十姓突厥阿史那車薄。行儉未行而卒。安西副都護王方翼破車薄

敦煌・吐魯番出土 唐代告身四種と制書について

・咽麪。西域平。

とあるのが初見であり、前掲した蜀州青城県令達奚君神道碑に垂拱二年（六八六）達奚敬思が金牙道行軍司兵事として従軍していたから、延載元年を含めて三回文献に登場することになる。金祖同撰「流沙遺珍（一）」所収の牒文草稿には次に示すように金牙軍に関するものがあり、西州管内における金牙軍の動員は徹底したものであったと推測させるが、この金牙軍が、いずれの時期のものであったか、現在のところ明らかではなく、金牙軍Ⅱ金牙道行軍と解してよいかも不明である。松田寿男氏によれば、金牙道行軍の金牙とは金牙山を目標とする軍であり、金牙山とは雙河（Borotala）から伊麗（Ili）の地に通ずる重要な関門であり、弓月・今牙とは突厥語の異字訳であるとされる。<sup>(3)</sup>

本告身(1)と(3)行目の勲功七転の解釈について呉震氏は汜徳達が全ての戦闘に参加して総計七転の勲功をあげ、勲功七転して至るべき軽車都尉の勲官を授与されたと考えられるようである（『文物』一九七五年第八期）。しかし、この解釈には若干の疑問がある。それは、汜徳達はすでに永淳元年（六八二）に三転して勲官・飛騎尉を授けられている事実があり、七転を加えられたら計一〇転して上護軍とならなければならないし、更に現実の問題として安西四鎮奪回のために、広大な東トルキスタンの戦闘に全て参加することが可能かどうかという疑問である。以前に授与された勲官・飛騎尉を無視して、新規に七転の軍功を挙げ基階より七転して軽車都尉になったと解するのは新唐書卷四六官志(山)吏部・考功郎

- (1) 奉判西州管内差兵一千二百人。准
- (2) 勅。唯取白丁雜類。不言当州三衛。今奉金
- (3) 牙軍牒。其三衛一色。在 勅雖復無文。
- (4) 軍中異常要籍。若其不差。定關機
- (5) 事。今若依牒差去。便是乖於 勅文。
- (6) 必其固執不差。關機罪当極法。二塗
- (7) 得失。若為折衷。 (抹消)
- (8) (中絶) 卿子鴻筆決此狐疑
- (9) (中絶)

中員外郎の条に「勲至上柱国有余。則授周以上親。無者賜物」とあり、唐会要卷八一用蔭の条に「天宝三載九月二十七日。詔。頃叙功勞。累增勲級。上柱国外。許及周親。是謂賞延。載榮宗族。廻充賜物。匪厚朝恩。其准格。上柱国外。有余勲無周親。折給賜物官停。仍永為常式。」とあるように、勲級は累増するという原則と矛盾するものである。従って、呉震氏の解釈は補足説明が不足しているといえよう。

では、本告身(1)と(3)行目の関文は如何に解すべきであろうか。汜徳達が永淳元年にすでに三転して飛騎尉に至っていることを考え合せれば、当然延載元年には三転飛騎尉を基礎に四転を加えて、基階Ⅱ七転の軽車都尉を授官したと解さねばならないであろう。関文から四転の意をどのように導き出すかであるが、前述したように、安西四鎮の奪回戦に汜徳達がすべ

て参加したとするのは不可能に近いから、一鎮の奪回戦に参加して一転、都歴嶺<sup>(5)</sup>における攻撃戦に参加して三転を得、従前の飛騎尉三転と合計して七転となるであろう。そして、従来有していた勲官と延載元年の安西における戦闘に従軍したことによって得た何転かの勲功が計七転する人々が(5)~(9)行目の制詞の部分にあるように一四四名であり、その代表は甲頭が□□副尉張貴卿であったと解すべきであろう。

(11)行目の内史(中書令)は呉震氏が指摘するように豆盧欽望である。制授告身式によれば中書令以下の官は姓・名を記入するのが規定であるのに、「豆盧欽望は「豆盧」と姓だけ記入され名はない。姓を省略して名のみ記入する場合の規定の存在は寡聞にして知らない。こうした例は一体何を意味するのであろうか。この疑問を解く鍵はその下に「被<sub>レ</sub>推」と記入されているのではないか。「被<sub>レ</sub>推」という意は何か嫌疑がかかって取調べられている状態を言うのであろうと考える。この推測に誤りがなければ、豆盧欽望は延載元年九月廿九日の時点において或る事件の容疑者であったことになり、それ故に公職を停止され姓名を記入し「宣」という行為を行うべき所に姓のみを記入し、「宣」という行為を行わないで、それに代って「被<sub>レ</sub>推」と記入されているのであろうと推測される。

では、或る事件とは何かということになるが、旧唐書卷九〇豆盧欽望伝には、

長寿二年。代宗秦客為内史。時李昭徳亦為内史。執權用事。欽望與同時宰相韋巨源・陸元方・蘇味道・杜景儉等並委曲從之。証聖元年。昭徳坐事左遷涪陵尉。則天以欽望等不能執正。又為司刑少卿皇甫文備奏欽望附會昭徳。罔上附下。乃左遷欽望為趙州刺史。韋巨源白右丞為鄴州刺史。陸元方自秋官侍郎為綏州刺史。蘇味道自鳳閣侍郎為集州刺史。

とあり、同僚の内史李昭徳に連坐して左遷されたと伝える。李昭徳の失脚に関しては資治通鑑卷二〇五延載元年九月の条に、

内史李昭徳侍太后委遇。頗專權使氣。人多疾之。前魯王府功曹參軍丘愔上疏攻之。其略曰。陛下天授以前。万機獨斷。自長壽以來。委任昭徳。參奉機密。猷可替否。事有便利。不預諮謀。要待画日將行。方乃別生駁異。揚露專擅。顯示於人。婦美引愆。義不如是。又曰。臣觀其膽。乃大於身。鼻所衝。上拂雲漢。又曰。蟻穴壞隄。針芒穿氣。權重一去。収之極難。長上果毅鄧注。又著石論数千言。述昭徳專權之状。

鳳閣舍人逢弘敏取奏之。太后由是惡昭徳。壬寅<sup>(二十)</sup>。貶昭徳為南賓尉。尋又免死流竄。

とあり、<sup>(6)</sup>豆盧欽望等の左遷は旧唐書卷六には証聖元年(六九五)正月戊子とする。以上、列挙した史料より明らかのように、豆盧欽望は李昭徳の失脚(罪名不明)に連坐して取調べを受けたのであると推測して大過ない。内史が容疑者となったなら、他の内史<sup>(内史<sub>二</sub>姓名<sub>一</sub>)</sup>が代って連署するのが

敦煌・吐魯番出土 唐代告身四種と制書について



立前であるが、他の内史というのが李昭徳であり、彼は九月壬寅(二叶)に失脚しており、二十九日当時の内史は豆盧欽望一人であった。ともかく、(11)行目は唐代の現職官人が被疑者となった場合、その職務はどのようなになり、また、それが官文書の上にどのように反映するかを示した貴重なものであるということができよう。

(12)行目の鳳閣侍郎は呉震氏の指摘によって杜景儉(新唐書は杜景佺に作る)であることが判明する。(12)行目の下部は紙が欠落しているため明言できないが、内史が被推されたことによって「宣」という制・勅発布上の行為を行うことができなかつたのであるから、当然杜景儉は内史に代って「宣」を行い、侍郎として「奉」を行ったであろうと推測される。日本養老公式令詔書式の原注には、

中務卿若不在。即於大輔姓名下注宣。少輔姓名下。注奉行。大輔又不在。於少輔姓名下。併注宣奉行。若少輔不在。余官見在者。並准此。とあり、唐の内史(中書令)に相当する中務卿が不在の時は大輔(中書侍郎に相当)の姓名の下に「宣」と注し、少輔(中書舍人に相当)の姓名の下に「奉行」と注せとあり、養老公式令では詔書発布の場合、右の細則に依っていた。告身の实例から検証するに唐の制書式においては、中書令が不在の場合日本公式令の細則と一致する場合もあるが、一致しない場合(張懷寂告身・李紳告身)もあり、右日本公式令の細則をそのまま唐公式令に適応してよいか一考を要する。旧唐書卷九〇杜景儉によれば、

延載初。為鳳閣侍郎。周允元奏景儉党於李昭徳。左遷秦州刺史。

とあり、豆盧欽望と同じく李昭徳に党附したことによって左遷されるのであるが、本告身には豆盧欽望は被推されており、杜景儉は姓名が記入されて「宣・奉」という内史の代理と侍郎の職務を行っているのであるから、豆盧欽望と被推の日、左遷の日が同じでない微妙な点が明らかになる。

(13)行目の鳳閣舍人の姓名は細字で判読不能。一応「孫□」と読んでおいた。内供奉なる官に関しては不明なる点が多い。大唐六典卷二吏部・吏部郎中・員外郎「供奉官」の条に、

謂侍中・中書令・左右散騎常侍・黃門・中書侍郎・奉議大夫・給事中・中書舍人・起居郎・起居舍人・通事舍人・左右補闕・拾遺・御史大夫・御史中丞・侍御史・殿中侍御史。

とあり、供奉官たるべき官を列挙しており、その中に中書舍人(鳳閣舍人)も入っており鳳閣舍人であれば供奉官であることは明記しなくても

自明であり、供奉と内供奉が同一の職務内容を指すものであれば、官銜に入れるはずはないから、六典に記す供奉と内供奉は別のものである。内供奉に関する史料の一例を示せば、旧唐書卷一九〇(1)文苑伝(1)崔行功の条に、

高宗時。累転吏部郎中。以善敷奏。嘗兼通事舍人内供奉。坐事貶為游安令。

とあり、金石萃編卷六三昇仙太子碑の碑陰にも

朝請大夫守天官侍郎同鳳閣鸞台平章事左控鶴内供奉臣吉瑱。

勅檢校勅使守鳳閣舍人右控鶴内供奉騎都尉臣□□

とあり、大唐御史台精舍碑銘并序においても侍御史并内供奉、殿中侍御史并内供奉、監察御史并□□内供奉□□内供奉として多数の姓名が列挙されている。

事物紀原卷六供奉官の条には「唐則天実録曰。如意元年(六九二)。置内供奉」とその設置時期を伝えているが、内供奉とはどのような職掌をもつ官であろうか。供奉官は官制上規定された官であり、外廷において皇帝に奉仕する公的な官であるのに対して、内供奉とは「内」字が付く点から考えて、外廷よりより私的な場において一芸に秀でた官が皇帝に奉仕するものと考えられないだろうか。所謂家産的官僚国家においては皇帝より恩寵をうけ私的な場において接することができるのは一種の特権であり、その特権と誇りを示すために内供奉が官銜の中に加えられたのであろう。

(14)行目は文散官「朝請大夫」と判読できる以上、欠員ではなく納言(侍中)が連署したことを示す。では当時の納言はだれか。大谷二八三三号文書張懷寂告身(四節(d)に示す)によれば、長寿二年(六九三)臘月当時、納言(二名)は欠員であった。そして、新唐書卷六一宰相表(1)によれば延載元年八月己巳に姚璩が納言になったと伝える。張懷寂告身に姚璩は「□□大夫守文昌左丞同鳳閣鸞台平章事姚璩」と連署しており、当時彼の文散官は正四品上の文昌左丞より下位でなければならぬと推定されており、本告身にある朝請大夫(從五上)とよく一致し、また、延載元年九月李昭徳が失脚する際、旧唐書卷八七李昭徳伝には、

則天乃惡昭徳。謂納言姚璩曰。昭徳身為内史。備荷殊榮。誠如所言。實負於国。延載初。左遷欽州南賓尉。数日。又命免死配流。

とあり、建載元年九月頃、姚璩が納言であった明らかな証拠があり、(14)行目の納言は姚璩であったと断言してよいであろう。旧唐書卷八九姚璩伝には「調露中。累遷至中書舍人。封吳興男」とあり、長安年間(七〇一―七〇四)致仕した時、「進爵為伯」とあるから当時彼の爵位は吳

興梟男以上であったことは明らかである。

(15)行目の鸞台侍郎の所は連署がないが、本来なら楊再思の名があつて然るべき個所である。すなわち、新唐書卷六一宰相表(上)によれば長寿二年九月癸丑に秋官(刑部)侍郎の陸元方が鸞台(門下)侍郎(定員)に就任し、また張懷寂告身より同年臘月の他の侍郎は崔元琮であることは明らかである。宰相表によれば延載元年八月己巳には楊再思が鸞台侍郎に就任し、同月戊寅には崔元琮が失脚して振州に流されている。そして、旧唐書卷八八陸元方伝には、

長寿二年。再遷鸞台侍郎同鳳閣鸞台平章事。延載初。又加鳳閣侍郎。証聖初。内史李昭德得罪。以元方附会昭德。貶綏州刺史。

とあり、延載元年陸元方は鳳閣侍郎に転任している事実がある。これによって、延載元年八月楊再思が鸞台侍郎となった時、陸元方が鸞台より鳳閣侍郎に転任したと考えなければ、当時の鸞台侍郎は三名となってしまうのであつて、「十月十六日」に鸞台侍郎であり得るのは崔元琮が失脚しているから、楊再思でなければならないことにならう。(16)行目の給事中の名は不明。

(21)(22)行目の「下直」なる語は張懷寂告身の都事と左司郎中の所にもみえ、匄齋藏石記卷二「神龍二年四月五日の記年をもつ「門下省行尚書省文刻石」にも「四月五日酉時都中下直/左司郎中 下直」とあり、大庭脩氏が「神龍二年の制では明らかに酉時(午後五時~七時)に受けているから、都事は退出後であつたと考えられ、下直と注されているときは、都事や左司郎中の勤務日、又は勤務時間外に門下省から書類が尚書省に送付され、他官が受領し、司に付した場合であると考えられる」と説明されているのに従うべきである。(6)文昌左右相(尚書左右僕射)、天官(吏部)尚書は欠員で(20)―(29)行目の天官侍郎以下の細字は十分判読できない。唐僕尚丞郎表によれば、当時の天官侍郎は許子儒、劉奇と他の一員は何彦先か崔冬日のいずれかであり、文昌左丞は不明となっている。天官侍郎の連署順位が判明すれば、唐代官人制を考える上で興味ある事実が判るであろうが、これは本告身の鮮明な拡大写真が発表されたのちに期待したい。(33)行目は本来なら司勳郎中の連署すべきところであるが、当時不在であつたとみえ、通判官の司勳員外郎が連署している。員外郎の名は現在のところ判読不能である。

註

(1) 松田寿男(『古代天山の歴史地理学的研究』早稲田大学出版会)。伊瀬仙太郎(『中国西域経営史研究』日本學術振興会)。佐藤長(『古代チベット史研究』)

- (下)『京都大学東洋史研究会』
- (2) 大庭脩「唐告身の古文書学的研究」(『西域文化研究』三)所収。
- (3) 松田氏前掲書所収「弓月についての考」参照。
- (4) 拙稿「トルファン出土唐永淳元年汜德達告身と令書式について——唐公式令研究(一)——」(『大手前女子大学論集』八号)
- (5) 都歴嶺の位置について呉震氏は現在のタラス河南岸のタラス山と比定されている。
- (6) 李昭徳の失脚に関しては旧唐書卷八七李昭徳伝に詳細な記事がある。
- (7) 小笠原宣秀・大庭脩「龍谷大学所蔵吐魯番出土の張懷瓘告身について」(『龍谷大学論集』三五九)
- (8) 大庭氏前掲書二九五頁参照。

### 三、聖曆二年汜承儼告身(図版Ⅲ)

#### (a) 原文書の移録

(前欠)

(1) 聖曆貳年十二月拾參日

(2) 制可

(3) 臘 十二月廿日 時都事 □ □ □ 受

(4) 右司郎中 □ □ □

(5) 文昌左相 闕

(6) 文昌右相 闕

敦煌・吐魯番出土 唐代告身四種と制書について

敦煌・吐魯番出土 唐代告身四種と制書について

(別紙縫合)

- (7) 銀青光祿大夫因行<sup>三</sup>夏官尚書同鳳閣鸞台三品建昌郡王 攸寧
- (8) □□光祿大夫行夏官侍郎□□鳳閣閣<sup>三</sup>京留守
- (9) □□大夫守夏官侍郎上柱國臣<sup>三</sup>元宗
- (10) 文昌右丞<sup>三</sup>
- (11) 告昭武校尉行左衛涇州肅清府別將員<sup>三</sup>外
- (12) 置同正員上柱國汜承儼。奉被<sup>三</sup>
- (13) 制書如右。符到奉行

(14) 主事 玄成

(15) 夏官<sup>三</sup>郎中具官姓名 令史 馮全

(16) 書令史 樊福

(17) 聖曆貳年十二月貳拾日下<sup>臘</sup>

(b) 考証と復元

先に示した告身式より本告身の欠落部分は明らかであろう。(1)行目に「聖曆二年十二月十三日」とあるのは制書を審理した鸞台(門下省)が制書の施行を上奏した日付であり、(3)行目に「十二月廿日」とあるのは、上奏の裁可を得て皇帝の御画のある原本は鸞台に留め、新たに写し

を作製し制書を施行する機関である文昌台（尚書省）に送付し、文書の受理を司る都事が制書を受理した日付であり、(1)行目は文昌台の符として泥承儼に発信された日付である。

ところで、右に述べた「聖曆二年十二月」は実に奇妙な年月表記であり、この年月表記に誤りないものとすれば、本告身は偽文書と断定せざるを得ない。というのは、所謂觀念の作為を則天武后が強権を發動して行った結果、当時の曆法上において「十二月」なる月はなかったのである。すなわち、永昌元年（六八九）十一月一日（冬至）を以て改元を行い載初元年とし十一月を正月、一日を元旦とし本来の十二月を臘月とし、本来の正月を一月とし、十月を以て年末としたのであり、この觀念の作為は聖曆三年（七〇〇）五月五日まで続く<sup>(1)</sup>。従って、聖曆二年十二月なる月は存在し得るはずがないのであって、「十二月」という表記を誤写と考えずに正しいとする限りにおいては本告身は偽文書とせねばならない。

本告身は(1)(2)行目から明らかなように武官の告身である。武官の任命に関する事柄は尚書の右行に属する尚書兵部（夏官）の管掌であるから都省の右行関係の担当官である右司郎中より「兵部（夏官）へ送付される。(4)行目に「右司郎中」とあり、(7)行目以下(10)行目までの各行目の官銜に夏官尚書、夏官侍郎、文昌右丞とあるのはそのためである。前述したように「聖曆二年十二月」という表記に誤りがないとして文昌左右相以下の官銜に通署している人物の在任状況を諸史料から検討を加えればまったく符号せず、「十二月」を誤りと断定した方がよく符号する。

すなわち、(5)(6)行目の文昌左右相（左右僕射）は聖曆二年十二月当時、「闕」とあるから欠員であった。「十二月」という表記に信を置いて検討しよう。唐僕尚丞郎表によれば、文昌左右相は長寿元年（六九二）以来欠員となっており聖曆二年（六九九）八月庚子（十九日）、王及善（左相）、豆盧欽望（右相）が就任し、同年九月庚辰（廿九日）王及善が卒して、神龍元年（七〇五）まで欠員となっているから、文昌左相に関しては文献と本告身は一致するようである。問題は文昌右相である。右相の豆盧欽望が太子宮尹（太子詹事）から就任し、聖曆三年（久視元年）二月乙未（十五日）に罷めて太子賓客に転出するまで、彼が在任したことになっており、告身とは一致しない。嚴耕望氏は前掲書において豆盧欽望が右の期間、文昌右相に在任したと断定されたのは、旧唐書卷六則天皇后紀聖曆二年の条に、

八月。王及善為文昌左相。豆盧欽望為文昌右相。仍並同鳳閣鸞台三品。

とあり、新唐書卷四則天皇后本紀聖曆二年の条に、

敦煌・吐魯番出土 唐代告身四種と制書について

敦煌・吐魯番出土 唐代告身四種と制書について

八月庚子。王及善為文昌左相・同鳳閣鸞台平章事。太子宮尹豆盧欽望為文昌右相・同鳳閣鸞台平章事。

とあり、旧唐書卷九〇豆盧欽望伝に、

聖曆二年。拜文昌右相・同鳳閣鸞台三品。尋授太子賓客。停知政事。

とあり、新唐書卷六一宰相表(上)聖曆二年の条に、

八月庚子。(楊)再思罷為左肅政台御史大夫。及善為文昌左相・同鳳閣鸞台平章事。太子宮尹欽望為文昌右相・同鳳閣鸞台三品

とあるのに拠っている。一方、氏も指摘されるように、新唐書卷六一宰相表(上)神功元年(六九七)八月庚子の条には

欽望自太子宮尹為文昌右相・同鳳閣鸞台三品

とあり、同書同表聖曆元年(六九九)の条に、

二月乙未。欽望罷為太子賓客

とあり、豆盧欽望の文昌右相就任を二度——それもまったく同じ月日で——伝えている。資治通鑑も宰相表と同じく豆盧欽望の文昌右相就任を二度記載し、宰相表と異なる点は神功元年八月庚子を八月丙戌とする点である。これはいうまでもなく、史料の混乱によって生じた錯誤であり、いずれか一方の誤りであることは明らかであろう。嚴耕望氏は豆盧欽望の文昌右相就任を前掲両唐書本紀等の史料によって聖曆二年八月——聖曆三年二月と断定され、孫国棟氏も「唐書宰相表初校」において嚴耕望氏の説を採用されている<sup>(2)</sup>。しかし、本告身に聖曆二年十二月当時「文昌右相 闕」と明記するのを信頼すれば、二説のうち宰相表に神功元年から聖曆元年二月まで在任したとする史料を正確と認め、両唐書本紀や列伝の所伝は誤りであり、嚴耕望氏の考証は却けらるべきこととなる。本告身の「十二月」を信頼する限りにおいては右のような結論に達するのであるが、正史の史料に基づく嚴耕望氏の考証を謄本の告身から誤りと断定するのは慎重であらねばならない。嚴耕望氏が正しいか本告身の記載が正しいかという点は、図らずも本告身(7)行目の夏官尚書が解決してくれる。

(7)行目の欠字部分は「大夫行夏官尚書同」の八字が補われるであろう。上部に「銀青光祿」とあるから文散官・銀青光祿大夫(従三品)の意であり、この個所は告身式より兵部尚書(夏官尚書・正三品)が通署すべき所である。従って、文散官と職事官の間には「行」字が補われる。「建昌郡王 攸寧」は武攸寧である。唐僕尚丞郎表では武攸寧は聖曆元年(六九八)九月甲子(七日)に夏官尚書同鳳閣鸞台三品となり、

同二年春、一月、庚申（四日）冬官尚書（工部尚書）になっている。<sup>(8)</sup>「十二月」という表記に信賴を置く限りにおいては夏官尚書も他の唐代史料と一致せず、矛盾が拡大するばかりである。この矛盾を解決するために「十二月」という表記を誤りと考えることも一策であろう。「十二月」を誤りと仮定して文昌左右相の欠員と夏官尚書武攸寧の通署という条件を満たす時期を求めれば、それは武攸寧が夏官尚書に就任した聖暦元年（六九八）九月以後、王及善・豆盧欽望が文昌左右相に就任する聖暦二年八月以前であらねばならない。そして、本告身という「聖暦二年」が誤りないものと仮定すれば、その時期は更に限定され、聖暦二年正月より武攸寧が冬官尚書に転任する聖暦二月春一月四日までの間に限定される。

「春、一、月」とは何か。これは前述した觀念の作為に関連して生じたものであり、永昌元年から聖暦三年までの間は一年は十月で終り、翌年は正月（本来の）十二月（本来の）↓臘月（本来の）↓一月（本来の）の順に暦はなっていたのである。このことに想到すれば、次のような推測が可能であろう。すなわち、沔承儼の原告身には当時の暦法通り「聖暦二年臘月」とあったが、謄本である本告身が書写される際、「臘月」が「十二月」と書き改められた。このように考えることによって、本告身にみえる文昌台の通署と唐代史料との矛盾は論理整合的に解決できるのである。故に、本告身に「十二月」とあるのは原告身には「臘月」とあったとしてよいであろう。では何故にこのような誤りが書写の際に生じたのであろうか。これは一つの推定にすぎないが、本告身が書写された時期が所謂觀念の作為の行われた時期から遠く隔ったており、暦法上の操作が書写した人から忘れられた結果、臘月とは十二月の異名と辞書類にもあるように、臘月＝十二月という単純置き換えがなされたのであろうと思われる。

(8) 行目の夏官侍郎の上部は「□□光祿大夫」と判読できるから、銀青光祿大夫の二字が補われるであろう。当時の夏官侍郎の任にあった人物は唐僕尚丞郎表によれば田帰道か敬暉のいずれかである。旧唐書卷一八五良吏伝(田仁会に附伝された田帰道の条には、  
擢拜帰道夏官侍郎。甚見親委。累遷左金吾將軍司膳卿兼押千騎。未幾除尚方監。加銀青光祿大夫。轉殿中監。

とあり、田帰道が文散官・銀青光祿大夫になったのは夏官侍郎の時ではなく、それ以後の尚方監の時であるから、旧唐書に信賴をおけば本告身(8)行目の夏官侍郎は田帰道ではないということになる。また、旧唐書卷九一敬暉伝には、

再遷夏官侍郎。出為秦州刺史。大足元年。遷洛州長史。天后幸長安。令暉知副留守事。在職以清幹著聞。壘書勞勉。賜物百段。長安三年。  
拜中台右丞。加銀青光祿大夫。

とあり、敬暉の場合も夏官侍郎在任中に銀青光祿大夫の文散官を有しておらず、(8)行目の夏官侍郎は田帰道・敬暉のいずれでもないことになる。



う。(8)行目の夏官侍郎は(9)行目の夏官侍郎姚元崇との関連で決定すべきかも知れない。(8)行目下部に「京留守」と細字であるのは(8)行目の夏官侍郎が留守官の任にあったことを示す。聖曆二年臘月の行幸記事は兩唐書本紀、資治通鑑には伝えず不明。或いはこの「京留守」の意は資治通鑑卷二〇六聖曆二年七月の条に、

秋七月。命建安王武攸宜留守西京。代会稽王武攸望。

とあるように神都＝洛陽ではなく、西京＝長安の留守であるかも知れない。なお、留守官に関しては瀧川政次郎氏の「複都制と太子監国の制」を参照。<sup>(4)</sup>

(9)行目の夏官侍郎は姚(元)崇(旧唐書卷九六新唐書卷一二四)である。(9)行目上部は「□□大夫守夏官侍郎」とあるから欠格の部分は太中大夫(從四品上)以下の文散官が補われるであろう。上柱国の下に「臣」字があるのは告身式と一致せず、謄本作製時に誤って書き加えられたものである。兩唐書本紀によれば聖曆元年十月癸卯(十七日)に姚元崇は同鳳閣鸞台平章事となったことを伝え、やめたことを記載しないが、臘月の官銜の中にはそれが加えられていないから、宰相となつてすぐやめたことが判明する。夏官侍郎姚元崇に関連して問題となるのが、(8)行目の夏官侍郎の姓名である。大庭脩氏の指摘される所に依れば、同官二人以上が連署する場合の前後は、各人の有する散官・封・勲の高低に拘りなく、就任の新旧にあると言われる。<sup>(5)</sup>この指摘を(8)行目の夏官侍郎に適用すれば、(8)行目の夏官侍郎は姚元崇よりも先任であったことになる。唐僕尚丞郎表によつて、この頃の夏官侍郎を求めれば、前記した田帰道・敬暉の他に唐奉一と張知泰がある。張知泰は嚴耕望氏によつて、聖曆久視年間に地官侍郎(工部侍郎)に遷ったされており、文散官・銀青光祿大夫に關しても旧唐書卷一八五良吏伝(張知泰)に附伝された張知泰伝に、

神龍元年(七〇五)。中宗踐極。……知泰自兵部侍郎授右御史大夫。加銀青光祿大夫。進封漁陽郡公。

とあり、聖曆二年当時の官銜に銀青光祿大夫が入るはずもないから(8)行目が彼でないことは明白である。唐奉一に關して嚴耕望氏は神功元年(六九七)頃、夏官侍郎になつたとし、離任時期は史料不足のためか何の註記もない。姚元崇も神功元年頃夏官侍郎に就任しているのであつて、大庭脩氏の指摘される所を適用すれば、唐奉一を除いて姚元崇の先任夏官侍郎は求めがたい。唐奉一は列伝がなく経歴は一切無明であるが、神功元年四月に發遣された武懿宗を大總管とする神兵道行軍に行軍長史として参加しており、その時、彼の有する官銜は、

行軍長史朝奉大夫守給事中軍臣唐奉一

とあり、資治通鑑卷二〇六によれば神兵道行軍は七月には帰還しているから、右の官銜は七月当時のものと解してよからう。唐奉一は神兵道行軍に従軍し、そのち夏官侍郎に転じたと解され、文散官も従軍によって銀青光祿大夫に高められたことは十分予想させ、(8)行目の「京留守」は彼に比定してもよいかと考えられるが、(8)行目には字の間隔から考えて、唐奉一の有していた護軍以上の勲官の入る余地がないのであって、(8)行目の夏官侍郎はにわかには決しがたいものがある。

(10)行目の「文昌右丞 闕」とあるのは唐僕尚丞郎表とよく一致する。(11)行目の部分は進叙された官を含めて聖曆二年臘月当時、沘承儼の有しているすべての官銜が表記され、制書部分のように進叙する官のみを表記し、「余如故」、「勲封如故」と言う言葉で官銜の省略が行われることは決してない。沘承儼が本告身で進叙されたのは上柱国を除く、武散官・職事官であろう。なぜならば、上柱国を授ける担当官庁は吏部司勲司であり、本告身は武官の任命を担当する兵部（≡夏官）の長官次官が通署しているからである。この理由から(15)行目「令史馮全」の上部は空白となっているが、告身式から原告身においては「夏官郎中」（≡兵部郎中）と（姓）名があつたであろうと推定される。

さて、沘承儼が進叙された昭武校尉は正六品上の武散官であり、敦煌発見の天宝末年のものと推定されている唐職官表も同じ品階である。<sup>(7)</sup>左衛涇州肅清府は中央の左衛に属する関内道涇州に設置された折衝府であり、文献と照合すれば新唐書卷三七地理志(一)涇州保定郡の条に、

有府六。日涇陽・四門・興教・純德・肅清。

とあるのと一致する。肅清府別將員外置同正員とは折衝府の折衝都尉一員、左右果毅都尉二員に次ぐ官で上府別將≡正七品下、中府別將≡從七品上、下府別將≡從七品下に分れる。前述、唐職官表も同じ。員外置同正員とは官には定員があり、定員以上は任命できないため、<sup>(8)</sup>定員外の別將に任じ、官としての待遇は正規の別將と同じという意味である。このことは通典卷三五職官典二七祿秩の条の原註に。

謂。内外官同正員者。祿料賜會食料一事以上。並同正員。其不同正員者。祿賜食料。亦同正員。余各給半。

とあり、また同書同条に、

員外官帶同正者。不減正員官食料錢。不帶同正者。減半。

とあることよって明らかである。

ところで、折衝府の別將なる官に関しては大唐六典卷二五折衝府別將の職掌の条に、

敦煌・吐魯番出土 唐代告身四種と制書について

別將一人。

不判府事。若無兵曹以上。即知府事。初別將既改為果毅。而府中有長史員。聖曆三年。廢長史置別將一人。又兼置長史。

とある史料により、また通典卷二九職官典一一折衝府別將の条に六典と同一の記事があり、旧唐書卷四二職官志(一)正第七品下階の別將の条の原註に「聖曆三年。復置別將」とある史料によって聖曆三年(七〇〇)に設置された官であると言うのが定説であった。<sup>(9)</sup>ところが、本告身によって明らかかなように別將なる官は聖曆二年の初め、すでに設置されているのであり、員外官までも出現しているのであって、別將の設置年代は根本的に検討を迫られるのである。

この点、新唐書卷四九(百官志四)の果毅都尉の条の原註には、

永徽中。廢長史置司馬一人。總司兵・司騎二局。武后垂拱中。以千二百人為上府。千人為中府。八百人為下府。赤泉為赤府。畿隰為畿府。聖曆元年。廢司馬置長史。又有別將。從六品下。居果毅都尉之次。其後分左右各一人。尋廢。久之。復置一人。降其品。

とあり、六典や通典とは若干異なる事実を伝えている。唐長孺氏は唐書兵志箋正卷一において別將に関して「聖曆元年以前においては長史・司馬ともに置かれず、聖曆二年(二度)「二年」を使用されているから単なる誤植ではない。氏が何に拠って二年としたか明らかではないが、三年の誤りであろう)すなわち別將が置かれ、其の時は実に左右両員であった。旧唐書卷四四職官志諸府の条には、なお別將各々一人と言っているが、別將の定員を一員減じ、兼ねて長史を置いたのはいつの時か審かでない」と誠に要領を得ないことを述べるのみである。別將の設置時期に關しては史料が不足しているため詳細は不明であるが、大約、次のように言えるであろう。すなわち、神功元年(六九七)の神兵道行軍の露布(長文のため引用省略)には多数の軍官名がみえるが、その中に別將の官を有した者はない。<sup>(10)</sup>これは当時別將が設置されていなかったためと推測される。そして、前掲新唐書には聖曆元年(六九八)に別將の設置を伝え、聖曆二年(六九九)の本告身には汜承儼が別將に就任したことを伝える。従って、別將の設置は新唐書の記事によって、聖曆元年と認め聖曆三年説は誤りとして却けるべきである。

なお、本告身に關し付言しておくべきことは、「昭武校尉行左衛涇州肅清府別將員外置同正員」は武散官Ⅱ正六品上、職事官Ⅱ七品相当の官であって、制授される官ではなく、本来なら奏授されるべき官である。このような例は永淳元年の汜德達告身にもみい出される。<sup>(11)</sup>汜德達の場合には例外として扱ったのであるが、数少ない現存告身中、二例も規定の書式に一致しない告身が存在することは、もはや例外して扱うことはでき

ないのであって、何故に奏授告身式相当の官が制授されるのか、その理由を制度史的に研究する段階にたち至っていると言えよう。

### 註

- (1) 平岡武夫『唐代の曆』（京都大学人文科学研究所）
- (2) 孫国棟「唐書宰相表初校」（『新亞学報』第二卷第一期所収）
- (3) 嚴耕望氏の武攸寧の夏官尚書在任に関する考証は、中華書局標点本新唐書卷六一宰相表(上)に附された校勘記においても嚴氏と同一見解を示しているので、従って大過ないと考える。
- (4) 瀧川政次郎『京制並に都城制の研究』法制史論叢第二冊所収。
- (5) 大庭脩「唐告身の古文書学的研究」（『西域文化研究』(三)三五—頁）
- (6) 文苑英華卷六四七露布一所収の「為河内郡王武懿宗平冀州賊契丹等露布」を参照。
- (7) Palliot 2504. 大谷勝真「敦煌遺文所見録(一)——唐代国忌諸令式職官表に就いて——」（『青丘学叢』一三）
- (8) 唐職制律「官有員数」の条。
- (9) 浜口重国「府兵制から新兵制へ」（『秦漢隋唐史の研究』上巻所収）
- (10) 前掲、文苑英華参照。
- (11) 拙稿「トルファン出土唐永淳元年汜德達告身と令書式について——唐公式令研究(一)——」（『大手前女子大学論集』八号）

## 四、天寶十載張无價告身（図版Ⅳ）

### (a) 原文書の移録

- (1) 行官昭武校尉行左領軍衛衛燉煌郡龍勒府右果毅都尉員外置同
  - (2) 正員上柱国賜紫金魚袋 張无價
  - (3) 右可游擊將軍守左武衛同谷郡夏集府折
  - (4) 衝都尉員外置同正員余如故
- 敦煌・吐魯番出土 唐代告身四種と制書について

敦煌・吐魯番出土 唐代告身四種と制書について

(5) 門下四鎮平石国及破九国胡并背叛突騎施等賊

(6) 跳盪行官昭武校尉右術衛長祚左果毅都尉員符字

(7) 外置同正員上柱国賜紫金袋許光景等並以驍

(8) 林遠平耽虜宜膺分職俾叶□□可依前件仍並

(9) 本道駟使主者施行

(10) 天宝十載二月十二日

(11) 尚書右僕射右相臣 林甫 宣

(12) 中書侍郎 闕

(13) 中書舍人臣 陽浚 奉行

(14) 左相兼兵(部)尚書上柱国臣 希烈

(15) 門下侍郎 闕

(16) 給事中臣 源 清 等言

(17) 制書如右請奉

(18) 制付外施行謹言

(19) 天宝十載二月十二日

(20) 二月十二日 時 都事

(21) 右司郎中 □ □ □

(22) 制可

(23) 左相兼兵部尚書上柱国

(24) 兵部尚書上柱国

(25) 銀青光祿大夫兵部侍郎上柱国 国忠

(26) 銀青光祿大夫兵部侍郎上柱国 巖

(27) 尚書右丞 闕

(28) 告游擊將軍守左武衛同谷郡

(29) 夏集府折衝都尉員外置同正

(30) 員上柱国賜紫金魚袋仍本

(31) 道駟使張无價 奉被

(32) 制書 旨如右符到奉行

(33) 主事 奇

(34) 令史 馮忠

(35) 判郎中幼成

(36) 書令史 楊玉

(37) 天寶十載二月十六日下

敦煌・吐魯番出土 唐代告身四種と制書について

(b) 張无價の家系

天寶十載(七五一)、西州に本貫を有する張无價は軍功によるとはいえ、游擊將軍(從五品下)<sup>(1)</sup>守左武衛同谷郡夏集府折衝都尉員外置同正員上柱国(正二品)賜紫金魚袋本道駙使の官に至った。この張无價の有する官銜は告身や籍帳類(2)によって現在までに知り得る敦煌や吐魯番に本貫を有するどの人より優れて高いという点は注目すべきものがある。特にその官銜の高さは勲官だけではなく武散官・職事官に関して指摘できる点である。

現在判明している敦煌・吐魯番土着の人で唐官人であったのは(三)に紹介した昭武校尉行左衛涇州肅清府別將員外置同正員上柱国汜承儼(Pelliot 3749 v)があり、また唐沙州燉煌縣懸泉鄉宜禾里大曆四年手実(Stein 514) 2'。

。戸主索思礼 年陸拾伍歳 老男昭武校尉前行右金吾衛靈州武略府別將上柱国(略下)

男 遊 鸞 年參拾柒歳 丹州通化府折衝上柱国(略下)

。戸主索仁亮 年參拾捌歳 守左領軍宕州常吉府別將(略下)

。戸主索如玉 年肆拾肆歳 蘭州金城府別將上柱国(略下)

とあり、唐開元年代西州交河縣名山鄉差科簿(書道博物館所蔵)には「戸劉虔感年卅安西戸曹」、「戸王行徹年五十二焉耆戸曹」とあるが、索遊鸞の場合を除き、別將(七品官)、戸曹參軍事(七品官)とも比較的下級官人であるのが特徴的である。唐代の敦煌・吐魯番は辺境で異民族との戦闘の機会多く、土着の農民も軍功によって官位を獲得する機会があったが、多くの場合は勲官であり、職事官を与えられても下級のものであったことは容易に推測される。藤井有隣館所蔵「北庭都護府關係文書」第四六には開元年間のものとして推定される次のような文章があり、そのことを証明してくれる。<sup>(3)</sup>

- (1) 俱六守捉 状上
- (2) 合<sup>?</sup>当守捉行客百姓有品押隊官惣壹拾壹人
- (3) 押隊官行容左驍衛下別將上柱國王元裕
- (4) 押隊官行客陪戎校尉前守洮州羨相戍主員外置同正員上柱國王文暎
- (5) 押隊官行客仁勇副尉前守疊州露歸鎮副員外同正員上柱國高文幹
- (6) 押隊官百姓昭武校尉前行西州赤亭鎮將員外置同正員楊守節
- (7) □官隊百姓陪戎校尉前安西劍末戍主員外置同正員成懷遠
- (8) (後欠)

守捉の有品押隊官が右に示した文書のように下級武官であったなら、他の辺戍機関である鎮・城・戍の有品官の地位も推して知るべしというべきであって、本告身の張无價が五品以上の官である折衝都尉になっているのは奇異とせねばならない。

張无價と彼の有する官の関係を説明してくれるのは、張无價の墓が発掘された一九七三年の調査である。『文物』一九七五年第七期所載の「一九七三年吐魯番阿期塔那古墓群発掘簡報」によれば、阿斯塔那村北方の公路東側の古墓三八基を発掘調査し、TAM二〇六号墓より次に示すような「唐故偽高昌左衛大將軍張君夫人永安太郡君麴氏墓誌銘并序」と題する墓誌を得、二〇六号墓は張雄夫妻の合葬墓であることが確定し、また一九七二年冬の調査において二三〇号墓を発掘し、出土した墓誌（未発表）より、この墓が張懷寂の子張礼臣の墓であると確定したと伝えている。そして発掘調査団は二〇六号墓附近の墓門が東を向いている計六五基の古墓は張氏一族の塋地であると推定し、五〇五号墓は張雄の長子張定和のものであり、一九一〇年出土し、出土地点不明となっていた張懷寂墓誌銘（現藏新疆省維吾爾自治区博物館）は五〇五号墓に隣接する五〇一号墓より出土したことを、一九一〇年の出土状況を記録した新疆訪古録の記事と五〇一号墓の内部情況とを比較検討した結果、確定し出土以来六〇年以上にわたる張懷寂墓誌銘出土地点の疑問は解決されたと伝えている。なお、『文物』一九七二年第一期「吐魯番阿斯塔那—哈拉和卓古墓群清理簡報」に紹介されたTAM一一七号墓より出土した「大唐故偽吏部侍郎張歆夫人麴氏墓誌銘」の中の張歆とその夫

敦煌・吐魯番出土 唐代告身四種と制書について



敦煌・吐魯番出土 唐代告身四種と制書について

人麴氏も、今回調査された一一五号墓の二つ隣りに位置し（『文物』一九七二年第一期図版乙参照）ていることより、張氏一族と考えてよいであらう。

ところで、二〇六号墓より出土した「唐故偽高昌左衛大將軍張君夫人永安太郡君麴氏墓誌銘并序」と五〇一号墓より出土した張懷寂墓誌銘を示せば次のようである。

○唐故偽高昌左衛大將軍張君夫人永安太郡君麴氏墓誌銘并序

君諱雄字太歆。本南陽白水人也。天分翼軫之星。地列燉煌之郡。英宗得於高

遠。茂族擅其清華。西京之七葉貂蟬。東土之一門龍鳳。則有尋源。崑閩倚柱。涼

城附粵。散於前庭。波瀾流於右地。因家遂久。避代不歸。故為高昌人。烏祖務。偽

朝左衛將軍・綰曹郎中。父端。偽建義將軍・綰曹郎中。並蒿萊巨雀。蹄涔尺鯉。丈

成七代。実相亡韓右侯。一身惟忠。偽趙公天資孝友。神仮聰明。爰自弱齡。襲居

榮職。衣冠黼黻。不以地望高人。礼楽詩書。不以才優傲物。属奸臣作禍。偽祚將

顛。公出乾侯兵。經始艱難。功冠却燕。勲隆復郢。偽王返國。

寵命偏優。拜威遠將軍兼都官郎中。答勤勞也。尋遷左衛大將軍兼兵部職。公

以太妃之姪。外戚之家。懼梁翼之奢。亡誠霍山之侈滅。所寄逾重。所執惟謙。殫

罄粟帛。散惠親友。貞觀之初。聖人啓旦。占雲就景。公懷事大之謀。阻漠

憑沙。国有偷安之望。規諫莫用。殷憂趣疾。成都石折。智士其当。以偽延寿十年

二月甲申。卒於本郡。春秋五十。君主哀慟。歸贈誅德。追贈南平太守護軍大將

軍・綰曹如故。夫人隴西金城麴氏。皇朝永安太郡君。祖頤。偽寧朔將軍

左衛大將軍橫截太守。父明。偽寧朔將軍橫截太守。青樓甲第。盛軒冕於中京。

赤坂荒区。從邦家於下國。誕生英樹。作配仁賢。賓敬克申。卿親益固。芝蘭令胤。

始植階庭。膠漆良人。遽悲泉壤。広被斷機之訓。教子多方。靡他自誓之心。望夫

何及。膏沢不涸。五十余年。于嗟彼蒼。莫恤煢獨。以垂拱四年歲次戊子三月戊

午朔廿八日景戌。遘疾終於高昌縣之淳風里第。春秋八十有二。長子定和。前

庭府折衝都尉。基構纒隆。盛年早卒。次子懷寂。朝請大夫行疊州長史仮右玉

鈐衛翊府右郎將。二閭漸誠。三從承規。永懷資事之恩載。深創巨之痛倚。閭斷

望人。室增号式。備衣衾之舉。以崇封樹之製粵。以永昌元年十一月廿七日附

葬於高昌縣之西原礼也。嗚呼哀哉。鳳鳥樓前。昔年孤往。蛟龍匣裏。今此同歸。

轉車動而涼野愁。画翼移而寒泉閉。長松肅肅。漸生懸劍之枝。高瓏戔戔。猶存

若斧之然。陳德音於不朽。俾泰山其如礪。銘曰

白水英宗。朱門貴族。裘冕不墜。公侯戴復。金運道銷。沙場地福。雖隣赤坂。而盜

黃屋<sup>一其</sup>。我家有子。君實挺生。青囊曉術。白面知兵。神機俊爽。心鏡虛明。忠申夙

事。智若季成。<sup>二其</sup>。惟彼伐柯。求此灼奕。于婦百兩。好合琴瑟。林鶴纒雙。鏡鸞<sup>一</sup>。一。

昔年分劍。今來共室。<sup>三其</sup>。生榮已矣。哀送何之。郊原漫漫。旌翼遲遲。霜櫓晨慘。風

楊暮悲。刻貞琰於。茲日佗德。音於幾時<sup>四其</sup>。

○大周故中散大夫行茂州都督府司馬上柱国張府君墓誌銘并序

君諱懷寂。字德璋。南陽白水人也。昔軒后誕孕。手疏得姓之源。錫壤崇基。白水為封侯之

邑。賢明繼軌。代有人焉。佐漢相韓。備該策史。襄避霍難。西宅燉煌。余裔遷波。奄居蒲渚。遂為

高昌人也。曾祖務。偽右衛將軍・都綰曹郎中。器度温雅。風神秀朗。祖端。偽建義將軍・都綰曹

郎中。識鑑明敏。弘博多通。父雄。偽左衛大將軍・都綰曹郎中。神性俊毅。志懷剛直。片言折獄。

敦煌・吐魯番出土 唐代告身四種と制書について

無謝仲由。諾重千金。寧慚季布。故得入籌帷帳。出摠戎機。緯武經文。職兼二柄。公良治是佞。箕裘不墜。年在襁褓。僞補吏部侍郎。爵被姦童。以旌恩寵。貞觀之際。率國賔王。永徽之初。再還故里。都督魏湛。以公衣纓望重才行可嘉。年甫至學。奏補本州行參軍。雖莅職旧邦。榮同衣錦展私。不虧鄉礼。存公無越憲章。俄轉伊州録事參軍。糺劾六曹。剛柔一貫。駁議無隱。躬操直繩。轉補甘州張掖果令。肅清百里。仁政一同。草靡其風。人化其德。令譽扇於三輔。逸響聞於九皋。遷補朝散大夫。除疊州長史。此州境隣渾寇地。帶山巖烽候。屢驚草竊為弊。公雖職佐千里。而微洞六奇。設計運籌。窮其巢穴。下人謠德。上徹天聰。旌善賞功。恩波曲被。公歷任多載。闕覲慈顏。念噬指以思婦。想投機而自勵。未申反哺之戀。俄丁膝下之憂。一溢僅存。毀瘠過礼。屬忝山小醜。負德鷗張。瀚海殘妓。孤恩蟻聚。同惡相濟。去掠成群。天子命將登壇。推輪伐罪。以公果略先著簡。在帝心恩制奪情。令摠戎律。特補右玉鈐衛佢郎將充武威軍子總管。公固辭不獲。俯履轅門。轍孝殉忠。義資盡命。於是飛懸旌而西上。擁戍卒以啓行。鳴鼓角於地中。竦長劔於天外。是日賊頭跛論逆。次拒輪兵戈。纒衝賊徒。俄潰如秋風之掃枯葉。類春景之鑠薄冰。殲厥渠魁。脇從罔治。於是金方靜柝。玉塞清塵。十箭安毳幙之鄉。四鎮復飛泉之地。元帥王孝傑。録功聞奏。恩制遽下。曰朝請大夫前行疊州長史武威軍子總管張懷寂。識具通濟。器能優舉。夙承榮獎。出貳蕃条。近總戎麾。遠清荒徼。恢七擒之勝略。致三捷之嘉庸。逆党冰離。妓群瓦解。譽陸裨師。績著幽遐。作副名都。允諧懋賞。可中散大夫行茂州都督府司馬。仍賜緋袍金帶及物貳伯段。公以充野寧謐。榮賞優隆。振旅凱旋。翹欣欽至。豈謂脩途。未撫逸足中疲。玉碎荆山。珠沉漢浦。以長壽二年歲次癸巳五月己丑朔十一日己亥。殄於幕府。春秋六十有二。於是六軍望櫬。興埋玉之悲。元帥親臨。尽夫人之慟。即以長壽三年太歲甲午二月己卯朔六日庚申。葬於

高昌国之西北旧塞礼也。惟君体质。贞明机神。警朗雅善。书剑尤精。草隶弯弧。拟树已见啼。

猿落纸飞。毫行鹭返。崇让去伐。绝矜尚之心。重义轻财。履谦冲之迹。如珠有润。似玉无瑕。

美绩嘉猷。笔难详载。子礼臣等。扣心泣血。茹粒僅存。负米无期。过庭绝训。思慕我而号踊想。

陟帖以崩心。恐陵谷贸迁。芳猷歇滅。聊题琬琰。洒勒铭曰

寻源讨氏。系自轅皇。孕珠含德。手印弓长。辞荣让颺。战涿功彰。爰封白水。錫土南陽。三五已

降。代襲忠贞。珥貂漢闕。曳綬韓庭。槐門棘路。鳴珮飛纓。九州垂範。四海馳声。頭允夫子。寔為

仁軌。百行攸婦。五常是履。綏边殄寇。鷹揚檀美。懋賞疇庸。備旌緇史。皇穹爽善。擢此良□。□

□無驗。二豎興災。□頌朝露。魂歸□□。銘徽猷而洩涕。曲以申哀。

右の二墓誌銘より得られる系譜を示せば次頁の表のようになるであろう。

なお、隋書卷八三西域伝高昌国の条に、

開皇十年。突厥破其四城。有二千人來歸中国。(麴)堅死。子伯雅立。其大母本突厥可汗女。其父死。突厥令依其俗。伯雅可從者久之。突

厥逼之。不得已而從。

とあり、麴伯雅の大母が突厥可汗の女であったと伝え(大慈恩寺三藏法師伝巻一にも麴伯雅の大母は突厥可汗女という記事がある)、伯雅は隋に入覲して華容公主を尚したことは、隋書卷八三西域伝高昌国の条に、

大業四年。遣使貢獻。帝待其使甚厚。明年。伯雅來朝。因從擊高麗。還尚宗女華容公主。八年歸蕃。

とあり、高昌王麴文泰の王妃については旧唐書卷一九八西戎伝高昌国の条に、

貞觀四年冬。文泰來朝。及將歸蕃。賜遺甚厚。其妻宇文氏請預宗親。詔賜李氏。封常樂公主。下詔尉諭之。

とある。また大慈恩寺三藏法師伝巻第二には麴文泰の妹について、

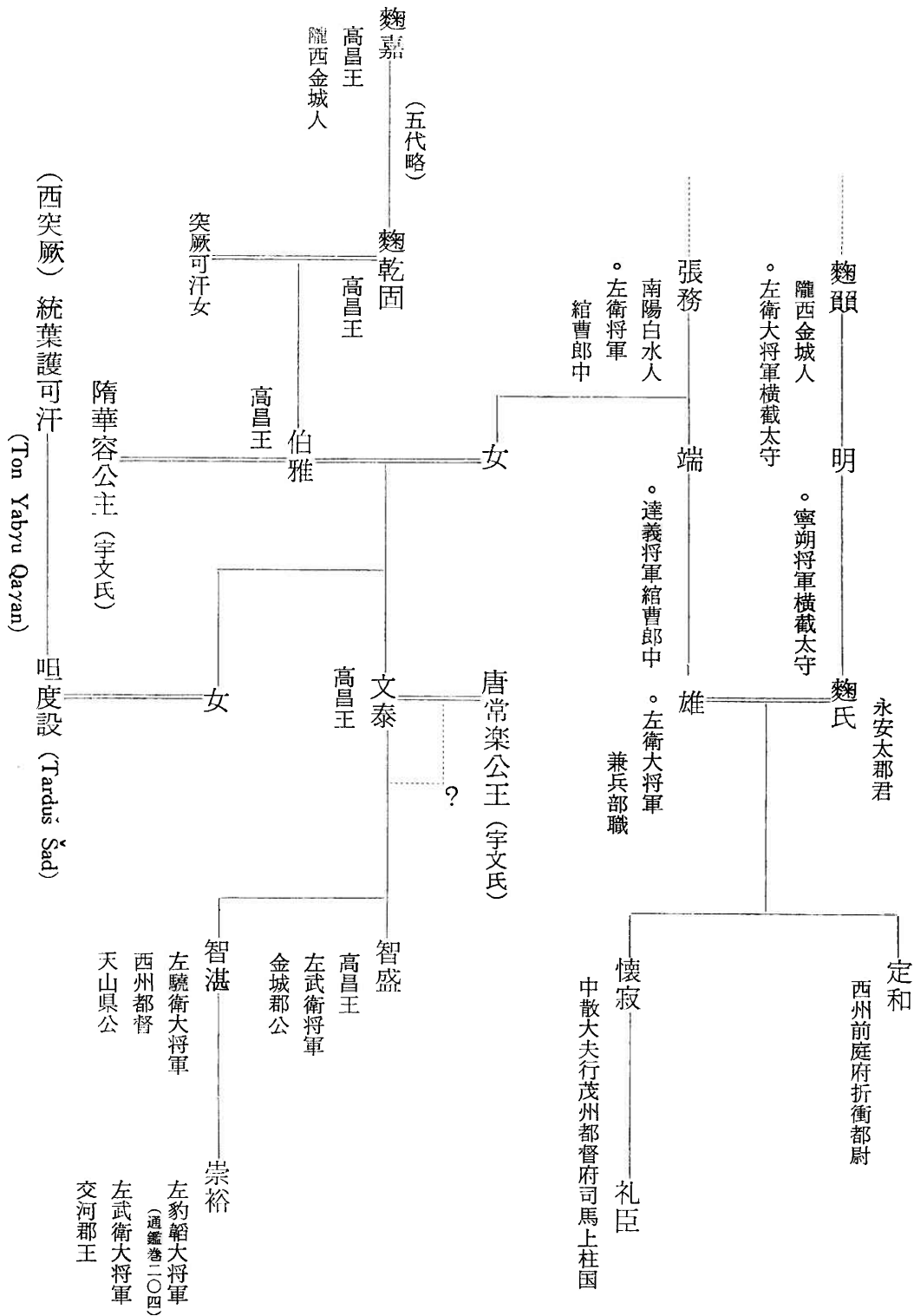
出鉄門至覲貸羅国。自此数百里渡縛芻河至活国。即葉護可汗長子咀度設所居之地。又是高昌王妹婿。

敦煌・吐魯番出土 唐代告身四種と制書について

(高昌張氏家系)

。は高昌国官を示す

敦煌・吐魯番出土 唐代告身四種と制書について



とあるから、高昌張氏の家系は高昌王家を軸として、当代東アジアの各王家に連なる家であったことは明らかである。張雄の妻麴氏の家系は現在の所、充分明らかではないが、高昌王家麴氏一族に連なるものである。それは麴氏の祖父<sup>(6)</sup>顛、父<sup>(6)</sup>明が高昌国三郡の一で、ズンガリア盆地との接点におかれた重要な横断郡の太守を歴任している事実と、高昌王家麴氏の郡望が隴西金城であり、前掲麴氏墓誌銘に麴氏の郡望を隴西金城と明記することによって、張雄の妻麴氏は高昌王家麴氏と血縁遠からぬ一族であると推測されるのである。

さて、張无價に関しては墓誌銘が出土したと簡報は伝えず、現在の所、その詳細は不明というべきであるが、張无價は前述した高昌張氏の家系に連なることは確実であろう。その根拠は張无價の墓が所謂張氏の塋地と目されている所にあること。また、張氏一族の墓で最も晩期の墓様形式を具備しているとされる五〇六墓より出土した大曆四年（七六九）の紀年を有する張无價の地買券（土地買売文書）に、

(1) 維大曆四年歲次乙酉十二月乙未朔廿日 (2) 甲寅。西州天山南陽張府君張无 (3) 價。……………

とあることよってである。すなわち、本文書は張无價の本貫を西州天山南陽とするが、これは本貫<sup>(7)</sup>西州天山南陽、郡望<sup>(7)</sup>南陽と解すべきで、この南陽とは前掲西州墓誌銘の張氏の郡望南陽白水と同一地名であり、これは後漢書卷一四城陽恭王劉祉伝に、

城陽恭王祉字巨伯。光武族兄春陵康侯敞之子也。敞曾祖節侯買。以長沙定王子封於零道之春陵鄉。為春陵侯。買卒。子戴侯熊渠嗣。熊渠卒。子考侯仁嗣。仁以春陵地缺下涇。山林毒氣。上書求減邑内徙。元帝初元四年。徙封南陽之白水鄉。猶以春陵為国名。遂与従弟鉅鹿都尉

回及宗族往家焉。

とある南陽白水郷と一致するもので、張无價の郡望は南陽白水であり、敦煌発見氏族資料（国立北京図書館所蔵 位字九七号文書）に

南陽郡十姓 □州 張。楽。趙。滕。井。何。白。鄧。姫。

とあり、太平寰宇記所載の郡姓のうち南陽郡一姓として載せる張氏の一族と考えて大過あるまい。<sup>(7)</sup>以上の張无價の家系の推測に誤りないものとすれば、他の地元出身者に比較して軍功によるとはいえ張无價が唐朝の官位を得た理由は自明であろう。すなわち、張无價は張一族に連なる人であり、唐朝が張定和や張懐寂も高昌の名族として遇したように、張无價も高昌の名族と遇された結果、土着人としては破格の官位を得、安西節度使の幕僚として栄達したと推定される。

(c) 唐軍の石国出兵

天宝一〇載（七五一）、張无價が本告身によって武散官・游擊將軍以下の官に遷除された理由は(5) (9) 行目までの制詞の部分、すなわち、「門下。四鎮、石国を平らげ、九国胡并せて背叛せる突騎施等の賊を破るに及ぶ。跳盪の行官昭武校尉守右衛長祚（府）左果毅都尉員外置同正員上柱国賜紫金魚袋・許光景らは並びに驍林を以て遠く耿虜を平ぐ、宜しく分職に膺って□□を叶い俾めるべし。前件に依るべし。仍ち並びに本道驅使。主者施行せよ」とあり、石国・九国胡・突騎施遠征に従軍し、跳盪の軍功を立てた結果である。この遠征を唐代文献に求めれば、唐朝の西域経営史上余りにも有名な天宝九載の安西四鎮節度使・高仙芝の石国遠征以外にはなく、石国遠征を記した唐朝の公式記録と出土史料が完全に一致する極めて異例のものである。すなわち、新唐書卷二二一(下)西域伝(下)石国の条に。

開元初。封其君莫賀咄吐屯有功為石国王。二十八年。又冊順義王。明年。王伊捺吐屯屈勒上言。今突厥已属天可汗惟大食為諸国患。請討之。天子不許。天宝初。封王子那俱車鼻施為懷化王。賜鉄券。久之。安西節度使高仙芝効其無蕃臣礼。請討之。王約降。仙芝遣使者護送至開遠門。俘以獻。斬闕下。於是西域皆怨。王子走大食乞兵。攻懼邏斯城。敗仙芝軍。自是臣大食。

とあり、旧唐書卷一〇四高仙芝伝には、

（天宝）九載。將兵討石国。平之。獲其国王以帰。仙芝性貪。獲石国大塊瑟瑟十余石。真金五六駝。名馬宝玉称是。

とあり、同書卷一〇九李嗣業伝に、

（天宝）十載。又従平石国。及破九国胡并背叛突騎施。以跳盪加特進。兼本官（右威衛將軍）。初仙芝給石国王。約為和好。乃將兵襲破之。殺其老弱。虜其丁壯。取金宝瑟瑟駝馬等。国人号哭。因掠石国王。東献之于闕下。其子逃難奔走。告於諸胡国。群胡忿之。与大食連謀。將欲攻四鎮。

とある史料に対応するものであることは疑いない。安西節度使の高仙芝は石国遠征の戦勝を報告するため天宝十載（七五一）正月、入朝した。

資治通鑑卷二一六は、

安西節度使高仙芝入朝。献所擒突騎施可汗・吐蕃酋長・石国王・羯師王。加仙芝開府儀同三司。

とあり、高仙芝は戦功によって文散官を開府儀同三司(品從二)に進められた。この高仙芝の進叙に関連して行われたのが張无價の進叙であったであろう。告身から明らかなように、進叙に要する時間が四日間と極めて短時間なのは充分注意されてよい。

石国遠征において跳盪の軍功を挙げた人数は不明であるが、跳盪の軍功によって(5)~(9)行目の制詞と同一の制詞で進叙した甲頭官は「行官昭武校尉守石衛長祚左果毅都尉員外置同正員上柱国賜紫金魚袋許光景」であったことは確実で、前掲旧唐書李嗣業伝に「(天宝)十載。又従平石国及破九国胡并背叛突騎施。以跳盪加特進兼本官」とあったように、本告身の制詞とまったく同一の字句がみえており跳盪の軍功を以て文散官・特進(品正二)に進叙されたと伝える。これは単なる字句の一致ではなく、李嗣業も許光景を甲頭官とする跳盪グループの一員と見做した方がよく、李嗣業は両唐書に本伝がたてられた結果、本告身(5)~(9)行目の制詞の一部分が偶然に記録されたと考えられる。

右の推測に誤りないものとすれば、所謂甲頭官なるものの性格が漠然とはあるが理解されるように思える。すなわち、石国遠征の跳盪グループにおいて、李嗣業ではなく許光景が甲頭官であったという事実は、甲頭官とは授官事務上の単なる筆頭者という意味であって、官品の上下に関係なく決定されるものであると推測される。それは、旧唐書卷一〇九李嗣業伝に、

累遷至中郎将。天宝七載。安西都知兵馬使高仙芝奉詔総軍。専征勃律。選嗣業与郎将田珍為左右陌刀将。

とあり、天宝七載(七四八)当時、李嗣業は中郎将の官に在って陌刀将の職にあった。<sup>(8)</sup>中郎将の官品はいずれの府の中郎将であるかによって官品が異なるが、五品以上の官であることは間違いなく、天宝十載当時の許光景の武散官・昭武校尉(品正六)、職事官・果毅都尉(府上、品從五、中、品正六、下、品從六)より高い事実によって前述のように推測されるのである。なお、この推測はあくまで推測に止め、後考を俟ちたいと思う。

ところで、高仙芝の石国遠征の原因は何であつたらうか。前掲新唐書西域伝には「蕃臣の礼無き」の故と述べるだけであり、詳細は不明であるが、前嶋信次氏は大約次のように推測されている。すなわち、唐軍の石国出兵の遠因は突騎施部の黄姓・黒姓両突騎施への分裂にある。最初、突騎施 Turgis は蘇祿の下に統合されていたが、蘇祿の死後、黄姓突騎施は莫賀達干 Baya Targan に、黒姓突騎施は都摩度(支)に指導され互に覇を競った。そして、黒姓突騎施は蘇祿の子である吐火仙を可汗に擁立し碎葉城に拠らしめ、もう一人の黒姓可汗爾微特勒を立て怛邏斯 Talas 城に拠って、黄姓突騎施に対抗した。そこで黄姓突騎施は唐側に付き、唐軍と連合して石国王莫賀咄吐屯 Baya-qut-tudun・史国王斯謹提 al Ishkand・拔汗那王の兵を率いて黒姓二可汗を討った(開元二十七年・七三九年)。このようにして唐の圧力は突騎施内部にまで強く加わる

敦煌・吐魯番出土 唐代告身四種と制書について



ようになるのであるが、唐朝は故西突騎十姓可汗阿史那氏の子孫である阿史那昕を突騎施に送り唐朝の傀儡可汗となし、突騎施部に対する唐朝の支配力を強化しようと図った。これに対して黄姓突騎施の莫賀達干は猛然と反対し、天宝元年（七四二）四月、碎葉城付近の俱蘭 *Kulan* 城で殺害した。ここに至って、唐と黄姓突騎施の連合関係は破綻し、唐朝は黒姓突騎施と結ぶに至った。黒姓突騎施の指導者・伊里底施骨咄祿毗伽 *Ili-tirmis Qutlyr bilgä*（＝都摩度<sup>6</sup>）を三姓葉護 *Yabru* に任じ（天宝元年）、遂には莫賀達干を破り *Il-tirmis Qutlyr bilgä* を十姓可汗として認めた（天宝三載＝七四四年六月）。ここに至って、黄姓突騎施と深い同盟関係にあった石国の命運は明らかであるとされる。誠に傾聴に値する見解である。<sup>(9)</sup>

#### (d) 考証と復元

(1)(2)行目は天宝十載二月十二日以前における張元價の有した官が列記され、(3)(4)行目は同年二月十二日新たに進叙した官である。授官理由は(5)～(9)行目の制詞によって明かであり、石国遠征において跳盪の軍功を挙げたことによる(1)行目の「行官」は職官志類では見出すことのできない官名であり、嚴耕望氏の「唐代方鎮使府僚佐考」（『唐史研究叢稿』所収。新亜研究所）にも漏れているが、天宝十載二月十二日以前における張元價の長い官銜の中で実職を伴う唯一のものであった。行官とは旧唐書卷一〇四高仙芝伝に次のようにみえており、安西節度使管下の幕職官であったことは疑いない。

其年<sup>(天宝六載)</sup>六月。制授仙芝鴻臚卿・攝御史中丞。代夫蒙靈督為四鎮節度使。徵靈督入朝。靈督大懼。仙芝每日見之。趨走如故。靈督不自安。將軍程千里時為副都護。大將軍畢思琛為靈督押衙。并行官王滔・康懷順・陳奉忠等。嘗構譖仙芝於靈督。仙芝既領節度事。謂程千里曰。公面似男兒。心如婦人。何也。又謂思琛曰。此胡敢來。我域東一千石種子莊被汝將去。憶之乎。對曰。此是中丞知思琛辛苦見乞。仙芝曰。吾此時懼汝作威福。豈是憐汝与之。我欲不言。恐汝懷憂。言了無事矣。又呼王滔等至。拈下符笞。良久皆積之。由是軍情不懼。

資治通鑑卷二一六天宝六載十二月己巳の条には旧唐書高仙芝伝と同様のことを伝え、胡三省は行官に註を加えて

行官。主將命往來京師及鄰道。及巡内郡県。

と述べ、行官とは主將の命によって京師や隣道、管内郡県を往來する連絡將校のような役目を持った職であると言っている。入唐求法巡礼行記

卷二開成五年（八四〇）三月三日の条に登州都督府に都より詔（制？）書が到着し、都督が官人・百姓を集めて宣じ聞かせる様子を伝えた中に「行官」の名がみえ、小野勝年氏は註において「行官は牙官に対する言葉で、節度使の巡視や命令の伝達などのために諸地に出向く下級の役人」と述べられており、胡三省とはほぼ同様な解釈をなされている。<sup>100</sup> 天宝期の幕職官である行官が下級役人であったと速断できず、この点は保留して、胡三省・小野氏の解釈に従いたい。なお、高仙芝伝にみえた行官の王滔・唐懷順・陳奉忠は張无價と安西節度使管下において同僚であった可能性が大というべきである。また、旧唐書卷一〇四封常清伝に、

天宝六年<sup>載</sup>。從仙芝破小勃律。十二月。仙芝代夫蒙靈督為安西節度使。便奏常清為慶王府録事參軍。充節度判官。賜紫金魚袋。尋加朝散大夫。專知四鎮倉庫・屯田・甲仗・支度・營田事。仙芝每出征討。常令常清知留後事。……………十載。仙芝改河西節度使。奏

常清為判官。王正見為安西節度使。奏常清為四鎮支度營田副使・行軍司馬。十一載。正見死。乃以常清為安西副大都護・攝御史中丞・持節充安西四鎮節度・支度・營田副大使

とあり、同書卷一二八段秀実伝には、

天宝四載。安西節度馬靈察<sup>（夫蒙靈督）</sup>署為別將。從討護蜜有功。授安西府別將。……………十二載。封常清代仙芝。討大勃律。師次賀薩勞城。一戰而勝。常清逐之。秀実進曰。賊兵羸。餌我也。請備左右。搜其山林。遂殲其伏。改綏德府折衝

とあり、前掲李嗣業も含めて、安史の乱によって唐史に大きく登場する武將達が当時、安西節度使の幕僚をしている事実は張无價の告身と関連して誠に興味尽きないものがある。

(1) 行目の「昭武校尉」以下について。昭武校尉<sup>（品正）</sup>は武散官。左領軍衛敬煌郡龍勒府右果毅都尉外置同正員とは中央一二衛の一である左領軍衛に属する折衝府の一で敬煌郡（沙州）に設置された龍勒府の次官<sup>（果毅都尉）</sup>であるが、員外置同正員とあるからその右果毅都尉は定員以上に任命されたもので、官としての待遇は定員の右果毅都尉と同じという意味である。大唐六典卷二吏部尚書侍郎の職掌の条に「凡皇親及諸軍功。兼注員外官」とあるのをみれば龍勒府右果毅都尉員外置同正員なる官も軍功によつたものと推測される。従つて、張无價は龍勒府の次官として職務を遂行していたのではなく、龍勒府次官の官品待遇にあつて、安西節度使府の行官の職にあつたと解すべきである。なぜなら、折衝府は天宝八載に廢止されて、名目上の兵額と官吏のみが残されていたに過ぎないからである（新唐書卷五〇兵志）。敬煌郡龍勒府に關

敦煌・吐魯番出土 唐代告身四種と制書について

敦煌・吐魯番出土 唐代告身四種と制書について

しては、新唐書卷四〇地理志四沙州燉煌郡の条に「有府三。曰。龍勒・效穀・懸泉」とあるのに一致し、元和郡縣志卷四〇沙州壽昌縣の条には、

壽昌縣中下。東至本漢龍勒縣。因山為名。屬敦煌郡。周武帝省。入鳴沙縣。大業十一年。於城內置龍勒府。武德二年。改置壽昌。因縣南壽昌澤為名也。

龍勒水在縣南百八十里。龍勒山上李陵發兵。至遮虜障。東浚稽山南龍勒水上徘徊觀虜所見即此水。

とあり、漢の龍勒縣、隋の龍勒府、龍勒水、龍勒山の名がみえる。龍勒山に関しては、敦煌發見沙州圖經卷五に、

龍勒山

右在縣南一百八十五里。東接燉煌縣界。南接山。西接龍勒山。南北廿五里。高七里。其山因為名

龍勒山

右在縣南一百八十里。東接姚闕山。接西子亭山。南北廿五里。高四里。其山因泉為名。

とあり、沙州壽昌縣南一八〇里にある龍勒山は龍勒泉から命名されたと伝える。同書同卷「二所泉」の条には、

龍勒泉

周廻三步。深一里。右在右。按西涼異物志。漢貳師得軍李広利。西伐大宛。歸來。愍而放之。至此泉。飲水鳴噴。銜落地。故号龍勒

とまことしやかに、その由来を述べている。龍勒山の由来の真偽はともかくとして、壽昌縣の南一八〇里の所に龍勒山があったことは事実であり、大唐六典卷二五折衝府の条に「其府多因其地。各自為名。無鷹揚之号。」とあるように、龍勒山から龍勒府と命名されたに相違なく、隋の龍勒府が壽昌縣内に設置されたのから推して、唐の龍勒府も壽昌縣城内にあったと推測される。勞経原は唐折衝府考において張説の撰した郭知運神道碑に「以敗敵北庭。加游擊將軍沙州龍勒府折衝兼石金吾郎將瀚海軍副使」とある史料を以て沙州龍勒府の存在を指摘し、羅振玉は唐折衝府考補において、唐・宛亮墓誌に「遷龍勒府折衝清泉軍大使」とあることよってすでに沙州龍勒府の存在を指摘しているが、本告身によって、龍勒府は左領軍衛に所屬することが明らかとなった。なお、武散官・昭武校尉と職事官の間に「行」字があるのは武散官が職事官より低位であ

ることを示し上柱国とあるのは勲官が最高位(正六位)にあることを示す。

賜紫金魚袋とは官人としての身分を明らかにし、皇帝の徵召に際して当人であることを証明する隨身魚符を入れる金糸製の袋。金魚袋を賜ったことを示す。隨身魚符並びに魚袋に関しては布目潮風氏の專論があり、更に教言を要しない。いま布目氏の專論に従って要点を述べれば次のようである。金魚袋は三品以上の官人が使用し、五品以下の官人は銀魚袋であった。魚符自体に関しては左二右一が作られ、皇太子の場合は玉製であり、親王の場合は金製であったが、それ以外の官人はすべて銅製であった。また隨身魚符は一般的には、それを所有する官人の「散官・職事官・姓名」が刻まれたが、官が定員一名しかない場合は官名のみが刻まれ、後任者に伝佩された。ところが、開元年間になると「借緋及魚袋」のことが史料に散見するを以て、魚袋は行政的機能が失われ、一種の裝飾品と化したとされ、冊府元龜卷六〇帝王部立制度門(一)に、

(開元二年) 三月癸卯。詔曰。章服所施。貴賤攸別。苟容僭越。未為奨勸。承前諸軍人。多有借緋及魚袋者。軍中卑品。此色甚多。無功賞借。深非道理。宜勅諸軍鎮。但是從京借魚袋。及無灼然功者。軍中權借者。並委州軍長官。勅到並即收取。待立功日。拋功合得。即將已上者。委軍將先借後奏。其靈武・和戎・大武・幽州鎮軍・赤水・河源・瀚海・安西・定遠等軍。既臨賊衝。事籍懸当。量軍大小。各封賞金魚袋五十枚。並委軍將。臨時行賞。

とある史料を引用されて、魚袋が戦場における行賞にまで使用され、行政的機能が失われて服飾の一部となり、章服と称せられるようになったことを明らかにされている。張元價の場合は当然のことながら、金魚袋を給される官品でもなく、そのような職でもない。前掲開元二年詔から類推するに、軍功によって授与されたものであろうと考えられる。この軍功による魚袋の授与は授与する側からみれば軍功に対応する官の擢発を防止する有効な一つの方法であった。唐代の官人は自己の官銜を書く場合に、魚袋のことを書く場合と書かない場合が存するが、官銜に魚袋のことを書かない場合は自己の有する官銜を書くことによって、魚袋を有しているか否かが明白であるが故に魚袋を書かないのであり、魚袋のことを官銜の一部に加えるのは魚袋の給付を受ける地位にないのに特にそれを給付されたという意味で官銜の一部に加えるのでありと考えられる。

(3)(4)行目は石国遠征における跳盪の軍功によって進叙された官を示す。進叙したのは武散官・昭武校尉(正六品上)から游擊將軍(從五品下)へ一階進み、職事官・果毅都尉から折衝都尉に一階進められ、余官の勲官上柱国は最高品にあるから進めようがなく「如故」とあるように、以前のままであ

敦煌・吐魯番出土 唐代告身四種と制書について

敦煌・吐魯番出土 唐代告身四種と制書について

る。張元價が新たに進叙して折衝都尉となった左武衛同谷郡夏集府は新唐書卷四〇地理志(四)成州同谷郡の条には、「有府一。日平陰」と伝えるのみで、その名を逸しており、成州同谷郡の何県に設置された折衝府か不明である。

ところで、跳盪と何か。大唐六典卷五兵部兵部郎中「勳獲之等級」の条の本註には次のようにある。

謂軍士戰功之等級。若牢城苦原作戰。第一等勳三轉。第二第三等。差減一轉。凡破城陣。以少擊多為上陣。數略相當為中陣。以多擊少為

下陣。轉倍以上。為多少常掘賊數。以十分率之。殺獲四分已上為上獲。二分已上為中獲。一分已上為下獲。凡上陣上獲第一等。勳五轉。

上陣中獲・中陣上獲第一等。勳四轉。上陣下獲・中陣中獲・下陣上獲第一等。勳三轉。其第二第三等。各遞降一轉。中陣下獲・下陣中

獲第一等。勳兩轉。第二第三等并下陣下獲。各勳一轉。其雖破城陣。殺獲不成分者。三等陣各勳一轉。其跳盪降功不在限原作其跳盪功不在降功限。

凡臨陣對寇。矢石未交。先鋒挺入。賊徒因而破者。為跳盪。其次先鋒受原作降者為降功。

凡勳功者。見任・前資・常選為上資。文武散官・衛官・勳官五品已上為次資。五品子孫・上柱國・柱國子・勳官六品已下・諸色有番考人為下資。白丁・衛士・雜色人為無資。

凡跳盪人。上資加兩階。即優与処分。応入三品・五品。不限官考。次資即優与処分。下資優処分。無資稍優与分。其殊功第一等。上資加一

階。優与処分。応入三品・五品。減四考。次資優与処分。下資稍優与処分。無資放選。殊功第二等。上資優与処分。次資稍優与処分。下資

放選。無資常勳外加三轉。殊功第三等。上資稍優与処分。次資放選。下資応簡日放選。無資常勳外加兩轉。若破国全原作勝。事踰原作常格。

或斬將擐旗。功效尤異。雖下合格。並委軍將。臨時錄奏。

すなわち、跳盪とは抜群の戦功をたてたことをいうのであり、その勳功は上資・次資・下資・無資と官品の序列によって区分され、また跳盪の内容によって一〜三等に分たれ、勳官とは別に散官・職事官を授けられた。その官の授与は右の史料において「優与処分」とあり、明確な成文法はなく、情況に応じて適時処理されたい。跳盪に関しては、他に李徳裕の李衛公会昌一品制集卷十六に会昌四年(八四四)頃起草されたと考えられる次のような貴重な史料があり、六典の欠を補ってくれる。

請準兵部依開元二年軍功格置跳盪及第一第二功状

開元格。臨陣對寇。矢石未交。先鋒挺入。陷堅突衆。賊徒因而破敗者。為跳盪。

右。開元中。酬跳盪功止於武官及勲比。今日流例即事校簿。其立跳盪功与格文相当者。不問軍将官健、白身。便望授監察御史。如已是御史者。超兩資授憲官。已至常侍大夫者。臨時別望優与处分。其先鋒第一功如有官者。便授檢校將軍脚監。累官至賓客者。即授御史。其第二功無官者。授檢校少脚監及中郎將。累官至賓客者。即与御史。

開元格。跳盪功。破賊陣不滿万人。所叙不得過十人。若万人以上。每一千人聽加一人。其先鋒第一功。所叙不得過二十人。第二功。所叙不得過四十人。

右三等立功人数。請依開元格叙。如過此数。並望落下。

開元格。招得一万人以上。其頭首一人準跳盪功例。一千人以上。準第一等例。賊數不滿千人。量差等处分。右若依旧格。難有此例。今望招得一千人便準跳盪例。五百人準第一等例。五百人以下節級处分。

開元格。每獲一生。酬獲人絹十匹。

右緣並無軍将官健等第。稍似不備。今請獲賊都頭。賞絹二百匹。獲正兵馬使。賞絹一百五十匹。獲副兵馬使都虞候。賞絹一百匹。都虞候以上。仍並別酬官爵。如是官健仍優与職名。獲賊十將。賞絹七十匹。獲賊副將。賞絹三十四匹。獲賊赤頭郎及劉稹新召宅内突將。賞絹十匹。獲賊長行。賞絹三匹。如是土团練鄉夫之類不在此例。每獲生口。便望令所獲人对中使点勘上歷。不得令有虚妄。其賞給時。亦望軍中使白对面分付。

以前件開元格如前。臣等商量。緣比来大陣酬賞。只是十将以上得官。其副将以上至長行。並無甄録。今但与格文相当。即便酬官。所冀尽沾渥沢。又緣每陣獲生。並有優賞。今擬開元旧格等級加恩。如此則頒賞有名。人心知勸。如蒙允許。望各賜詔。仍封賞格。令榜示三軍。未審可否。

右の史料において最初の部分に「開元格。臨陣对寇。矢石未交。……為跳盪」とあるのは前掲六典の史料とほぼ一致するものであり、六典の「勲獲之等級」の条の本註は開元軍功格である可能性が極めて高いことが推測される。

さて、跳盪に関しては一品制集によって、

開元格。跳盪功。破賊陣不滿万人。所叙不得過十人。若万人以上。每一千人聽加一人。其先鋒第一功。所叙不得過二十人。第二功。所叙不

敦煌・吐魯番出土 唐代告身四種と制書について

得過四十人。

という開元軍功格が補われ、跳盪は最大限において先鋒第一功が二〇人以内、第二功が四〇人以内に限定されていたことが判明し、張无價の石国遠征における軍功が他の將士に比較し、どのようなものであったか推測せしめるものである。前掲六典の本註によれば、上資の人が跳盪であれば、「上資加兩階。即優与処分。応入三品・五品。不限官考」とあったように最低兩階が加えられ、兩階加えて三品・五品以上の官になる場合も考限（一級に十六考を経ない  
と五品官になれない）に関係なく、跳盪の内て殊功の者は「其殊功第一等。上資加一階」とあったように更に一階を加えられた。張无價は燉煌郡龍勒府右果毅都尉の官にあったから、前掲六典に「凡酬功者。見任・前資・常選為上資」とある中に入り、当然上資であったと思われる、最低兩階進んだ計算となる。事実、告身をみれば武散官が一階進み游擊將軍となり、職事官が一階進み夏集府折衝都尉となり、よく符合するよう  
に思われる。しかし、張无價と同時に跳盪の軍功であった李嗣業は前頃に示した本伝には「(天寶)十載。又従平石国及破九国胡并背叛突騎施。以跳盪加特進兼本官」とあるように跳盪によって文散官だけ進められているのであって、兩階の意味を散官一階+職事官一階と解してよいかは疑問が残り、兩階の意味は更に厳密に考える必要がある。

(5) (9)行目の制詞の部分の跳盪の甲頭官許光景の長い官銜のうち「長祚」は折衝府の額名であると考えられる。谷霽光氏は唐折衝府考校補において清華圖書館所蔵の薛義墓誌銘に「授絳郡長祚府左果毅……」とあり、北平圖書館所蔵の白知礼墓誌に「嗣子如玉。為絳州長祚府別將……」とある石刻史料を掲げて、河東道絳州に長祚府が存在したことを立証されている。本告身によって絳州長祚府は右衛に属することが明らかになった。

制詞の部分において注意すべきは(8)行目の「仍」字であろう。官人の異動に関する制詞・勅詞において「仍」字が使用されているものを若干例示すれば次のようである。

(1) 入授楊行審靈州長史仍充六城水運使制▽

門下。朝散大夫守涼州都督府司馬河西軫運判官柱国楊行審。雅推幹術。兼有權謀。頃在武威。克修官政。類能而舉。宜增郡佐之秩。従師而遷。仍統軍城之務。可守靈州都督府長史。仍充六城水運使。散官勲如故。(主者施行)

(2) 〔封中成義等制〕

門下、古者帝王受命。以臨万国。子弟封建。用尊五等。其所由来尚矣。右衛大將軍衡陽郡王成義等。惇詩執礼。本仁祖義。名教之業。自得幾深。温良之容。發於忠孝。晨趨魏闕。則望掩軒霞。夕賦曹園。則思含澄景。朕祇奉歷數。旁稽載籍。克輔王室。所謂通邑大都。俾為唐藩。故能帶河礪嶽。分庇往命。咨爾諸王。可依前件。仍各食實封一千戶。（王者施行） 唐隆元年六月二十七日

（唐大詔令集卷三三）

(3) 〔嘉王運等檢校司空制〕

（門下。……）書載堯典。首稱睦族。詩歌周德。美維維城。朕嗣統百王。憲章三代。義雖本於叙族。道無愧於尊賢。式遵旧章。爰奉成命。嘉王運・循王遙・恭王通等。皆孝恭懿。敏裕齋莊。播蘭臣之清芬。炳珪符之瑞采。易凌沛猷。詩掩楚元。古人素風。造次於是。師氏訓典。周旋以之。固以超金紫之貴階。升台鉉之崇秩。策勳詔爵。分寵分茅。並可金紫光祿大夫檢校司空賜上柱國。仍依百官例給料錢。（可例前件。王者施行）

（唐大詔令集卷三三）

(4) 〔張說同三品制〕

門下。乾坤以陰陽化成。后王以輔興理。所以寅亮天極。緝熙帝圖。匪賴大賢。孰寄斯任。天兵軍節度大使右羽林將軍兼并州長史攝御史大夫燕國公兼修國史張說。挺其公才。生我王國。体文武之道。則出將入相。尽忠貞之節。則前疑後丞。諒可以弘此大猷。總其邦政。允釐庶績。保乂皇家。可守兵部尚書同中書門下三品。勳封修國史如故。仍即馳駟赴京。（王者施行） 開元九年九月

（唐大詔令集卷四四）

(5) 〔李德裕潮州司馬制〕

勅。錄其自効。則付以國。懲彼保姦。則舉茲朝憲。此王者所以本人情而張法理也。特進行太子小保分司東都上柱國衛國公食邑三千戶李德裕。憑籍鉉基。累塵台袞。不能尽心奉國。竭節匡君。事必徇情。政多任己。愛憎頗乖於公道。昇黜或在於私門。遂使冤塞之徒。日聞騰口。猜嫌之下。得以悉心。豈可尚居保佞之榮。猶列清崇之地。宜加徽謫。以戒僻違。嗚呼。朕臨御万方。推誠庶物。顧彼纒瑣。皆欲保安。豈於敦煌・吐魯番出土 唐代告身四種と制書について



敦煌・吐魯番出土 唐代告身四種と制書について

將相旧臣。独遺恩顧。而群議不息。謗書日盈。爰奉典章。事非獲已。凡百寮庶。宜体朕懷。可潮州司馬員外置同正員。仍所在馳駢發遣。縱逢恩赦。不在量移之限。大中元年十二月

(唐大詔令集卷五八)

(1)の制詞においては楊行審を令制官である靈州都督府長史に任じ、靈武節度使の幕職官である六城水運使とする内容のものであり、(2)は衡陽郡王李成義等を王に進爵し食実封千戸とするものであり、(3)は嘉王李運等に散官を加え檢校司空上柱国とし百官の例によって料錢を支給するものであり、(4)は張説を兵部尚書同中書門下三品とし、馳駢赴京を命じたものであり、(5)は李德裕を潮州司馬員外置同正員に貶官し、馳駢發遣を命じ恩赦があっても量移なきことを規定したものである。以上の五例から明らかなように、官人の異動に関する制詞・勅詞における「仍」字以下は新たに授けられた官に付随する付帶事項が記入される個所と解して大過ないであろう。この解釈は不空三藏法師の勅授告身の例をみても大きく逸脱したものではない。<sup>143)</sup>「仍」字以下の個所で本告身に「並本道驅使」とあり、前掲楊行審制詞に「充六城水運使」とあり、封申王成義等制詞に「各食実封一千戸」とあったように官に直接関係ある付帶事項であるなら、制授告身式<sup>144)</sup>行目に「告具官封名。……」とあるように、「告」字以下に記入されたのであり、直接関係ない事項なら、「告」字以下に記入されなかったと推測されるのである。すなわち、前掲張説同三三品制における「即馳駢赴京」、李德裕の場合における「所在馳駢發遣。縱逢恩赦。不在量移之限」の事項は記入されなかったであろう。要するに、「仍」字以下に示された付帶事項は「告」字以下に記入される場合とそうでない場合があり、授官に際してどのような付帶事項があったかは「告」字以下ではなく、制詞の「仍」字以下をみて判断すべきことをいいたのである。

右に述べた制詞における「仍」字に関する推測に誤りないとするなら、復元された張懷寂告身の制詞部分部はなお十一字補われる余地があると思う。小笠原宣秀・大庭脩両氏は前掲張懷寂墓誌銘より、張懷寂告身の制詞を復元し、

朝請大夫前行疊州長史武振軍子綰管張懷寂。識具通濟。器能優擧。夙承榮獎。出貳蕃條。近綏戎麾。遠清荒徼。恢七擒之勝略。致三捷之嘉庸。逆党氷離。妖群瓦解。譽隆裨師。績著幽遐。作副名都。允諧懋賞。可中散大夫行茂州都督府司馬。仍賜緋袍金帶及物貳伯段。

とされ、○印を付した一字は制詞とは無関係なるものと判断されたようである。<sup>145)</sup>しかし、この「仍」字以下の字は前述したように制詞と無関係ではなく、授官の付帶事項であって制詞中に存したと考えてよく、この一字は制詞に補われるべきである。また、復元張懷寂告身では中書

令の署名すべき所を「鳳閣令」と復元するが、鳳閣令なる官は存在せず、「内史」と復元すべきである。以上の若干の補正を加えて張懷寂告身を示せば、次のようである。

鸞台。朝散大夫前行疊州長史武威軍子總管張懷寂。

識具通濟。器能優舉。夙承榮獎。出貳蕃條。近總

戎麾。遠清荒徼。恢七擒之勝略。致三捷之嘉庸。

逆党氷離。群瓦解。譽隆裨師。績著幽遐。作副

(5) 名都。允諧懋賞。可中散大夫行茂州都督府司馬。

仍賜緋袍金帶及物貳伯段。主者施行。

長寿二年臘月 日

内史 闕

(散官) 鳳閣侍郎同鳳閣鸞台平章事臣李昭德 宣奉

(10) 納言 闕 (散官) 鳳閣舍人 臣 行

通議大夫守鸞台侍郎同鳳閣鸞台平章事臣元琮

中散大夫給事中内供奉上柱国臣 等言

制書如右請奉

(15) 制付外施行謹言

長寿二年臘月廿九 日

臘月 日 都事 下直

制可

敦煌・吐魯番出土 唐代告身四種と制書について

左司員外郎下直

(20) 文昌左相 闕

文昌右相 闕

天官尚書 闕

□□大夫守天官郎中權知天官侍郎李至遠

天官侍郎 闕

(25) 朝請大夫守文昌左丞同鳳閣鸞台平章事姚瓌

告中散大夫行茂州都督府司馬張懷寂奉被

制書如右符到奉行

主事 承敬

□□大夫守天官員外郎 咸 令史 放

(30) 書令史 □□

長寿二年臘月 日下

(1) 行目に右直（中書令）として連署しているのは李林甫である。李林甫（旧唐書卷二〇六）（新唐書卷三三上）に関しては更に説明を加える必要はないであろう。ただ天宝十載項の李林甫の政治的地位は本告身を見る限りにおいては、宰相として絶大な権力を維持しているかのように見えるが、裏面においては宰相として昇りつめた地位が揺ぎ始めた頃である。このことは、資治通鑑卷二一六天宝九載夏四月己巳の条に、

御史大夫宋渾坐贓巨万。流朝陽。初吉温因李林甫得進。及兵部侍郎兼御史大夫楊釗（楊国忠）恩遇浸深。温遂去林甫而附之。為釗画代林甫執政之策。蕭炁及渾皆林甫所厚也。求得其罪。使釗奏而逐之。以翦其心腹。林甫不能救也。

とあるように、李林甫の腹心の部下であった吉温が楊国忠に寝返り、李林甫派の宋渾や蕭炁が左遷され、林甫がそれを座視して救えなかったことによっても明らかである。そして天宝十一載李林甫が卒し楊国忠の権力掌握が実現し、安祿山との対立を深めていくのである。

李林甫に関し本告身と関連して述べておく必要があるのは彼の官銜である。一般に告身においては自己の有する官銜のすべてを記入するのに對して、本告身においては「尚書左僕射右相」と極めて簡単な官銜しか記入していないのであってこの点、制授告身式と比較して奇異とすべきである。李林甫の有する官銜を示せば、*Pelliot 3593* の開元名例律疏の卷末には「開元廿五年六月廿七日」の日付で判定官の姓名が記入されており、その中に、

兵部尚書兼中書令集賢院學士修國史上柱國成紀臬開國男臣 李 林甫

とあり、開元二六年に宗成し上奏された大唐六典の各卷頭には、

集賢院學士兵部尚書兼中書令修國史上柱國開國公臣 李林甫等 奉 勅注上

とあり、唐大詔令集卷四〇所収の開元二六年正月の記事を有する「冊永王侯莫陳妃文」には、

金紫光祿大夫兵部尚書兼中書令集賢院學士修國史上柱國晉國公 李林甫

とあり、金石萃編卷八七所収の天宝四載（七四五）九月の記事を有する石台孝経には、

特進行尚書左僕射兼右相吏部尚書集賢院學士上柱國晉國公臣林甫

とあり、唐大詔令集卷四二所収の天宝五載（七四六）の記事を有する「冊樂成公主出降文」、「冊平昌公主出降文」には、

特進行尚書左僕射兼右相吏部尚書晉國公李林甫

とあり、同書卷七所収の天宝八載（七四九）閏六月の「開元天地大宝聖文神武応道皇帝冊文」には、

攝太尉開府儀同三司行尚書左僕射兼右相吏部尚書崇玄館大學士集賢院學士修國史上柱國晉國公臣林甫

とあり、同書卷四〇所収天宝九載（七五〇）四月の「冊涼王張妃文」には、

開府儀同三司行尚書左僕射兼右相吏部尚書崇文館大學士監修國史上柱國晉國公臣林甫

とあり、旧唐書卷一〇四季林甫伝によれば天宝十載正月には単于安北副大都護充朔方節度使を兼領しており、李林甫が天宝十載頃、長大な官銜を有していたことは間違いない。なお、告身中に「林甫」とあり姓を称さないのは散官正二品以上、職事官従二品以上、郡王以上の爵位を有するものは公文において姓を称さぬという公式令の規定に従っているのである。<sup>16)</sup> 当時の中書侍郎は欠員で中書舍人の陽浚が奉行している。陽浚に關しては両唐書に本伝がなく、その官歴は充分明らかではないが、嚴耕望氏の唐僕尚丞郎表によれば、中書舍人から天宝十二載（七五三）頃、礼部侍郎となり、十五載頃、尚書左丞となったとする。なお陽浚に關しては「楊浚」、「楊度」、「陽渙」に作る本があるが、本告身によって「陽浚」に作るのが正しいと判明する。

⑭行目は「部」字が脱字していることは明らかである。「希烈」は陳希烈（旧唐書卷九七張說附伝、新唐書卷三三上段注）である。当時の陳希烈の官銜も李林甫と同様かなり長大なものであった。唐大詔令集卷四五陳希烈平章事制（天宝五載四月）によれば、「光祿大夫行門下侍郎集賢院學士副知院事兼侍講崇玄館大學士太清太微宮使上柱國臨穎縣開國侯」から「光祿大夫行門下侍郎同中書門下平章事集賢院弘文館學士崇玄館大學士太清太微宮使上柱國臨穎縣開國侯」となり、右同書同卷陳希烈左相制（天宝六載三月）によれば右の官から、「光祿大夫行左相兼兵部尚書。余如故」となり、同書卷七天宝八載閏六月の開元天地大宝聖文神武応道皇帝冊文には、

特進行左相兼兵部尚書崇玄館大學士太清太微宮使上柱國臣希烈

とあり、文散官が一階昇って特進となり、同書卷四二「冊広寧公主出降文」（天宝九載四月）には、

特進行左相兼兵部尚書崇玄館大學士集賢院弘文館大學士上柱國臨穎縣開國公陳希烈

と爵位が郡公に進められており、天宝十載当時、右に示した官銜を有していたことは確実で、告身の官銜記載と一致するといつてよい。

ところで、李林甫や陳希烈が長大な官銜を有しているにもかかわらず、告身式に規定するように、官銜がすべて記入されず通署に必要な官の

敦煌・吐魯番出土 唐代告身四種と制書について

み選択されて記入されたのは何故であろうか。このことは天宝十四載騎都尉秦元□<sup>176</sup>についても同様なことがいえるのである。この疑問を制授告身式の天宝末年における改変という視点から解決することは妥当ではない。なぜなら、唐代法制史研究において開元二五年令が以後において大改変を加えたという説がまだ提出されず、二五年令の踏襲という説が有力であること<sup>178</sup>。また、大庭脩氏が研究された天宝以後の制授告身は制授告身式によく一致し、制授告身式が天宝以後も改変されなかったという有力な証明になることによってである<sup>179</sup>。では、長大な官銜の省略はかなる事情によって生じたかという点と明確で断言できる解答を用意している訳ではないが、それは長大な官銜自体に求めるべきと思う。異常なまでの形式主義・文書主義の唐朝支配体制においても、長大な官銜の異常さは為政者も認めるところであり、これが不必要な官銜の記入を省略させたのであろう。なお、宋敏求の春明退朝録卷上には、

唐制宰相四人。首相為太清宮使。次三相。皆帶館職。弘文館大學士・監修國史・集賢殿大學士。以此為次序。

とあり、太清宮使が首相であるかのように述べているが、資治通鑑卷二一五天宝六載十二月の条に、

丙寅<sup>甲午</sup>。命百官閱天下歲貢物於尚書省。既而悉以車載賜李林甫家。上或時不視朝。百司悉集林甫第門。台省為空。陳希烈雖坐府。無一人入謁者。

とあり、旧唐書卷一〇六李林甫伝に、

黃門侍郎陳希烈性便佞。嘗曲事林甫。(李)適之既罷。乃引希烈同知政事。林甫久典樞衡。天下威權。並歸於己。台司機務。希烈不敢參議。但唯諾而已

とあり、李林甫に対し唯諾諾の伴食宰相としての陳希烈の立場を伝えているから、太清宮使を兼領する陳希烈が首相であったとは考えられず、宋敏求のいう太清宮使＝首相は唐代後半期のことを指しているであろう。当時の門下侍郎は欠員であり、給事中の源洧なる人物は新唐書卷七五宰相世系表五上「源比」の条に源光裕旧唐書源乾曜伝、通鑑は光裕に作るの子に「洧。給事中」とあるのに相当するであろう。宰相表においては給事中就任時期は明らかでないが、旧唐書卷九八源乾曜伝に附伝された洧の伝には

光裕子洧。亦早有美称。闈門雍睦。士友推之。歴踐清要。天寶中。為給事中・襄州刺史本道採訪使。及安祿山反。既犯東京。乃以洧為江陵郡大都督府長史・本道採訪防禦使・攝御史中丞。以兵部郎中徐浩為襄州刺史本州防禦守捉使。以禦之。洧至鎮卒。

とあり、資治通鑑卷二一七天宝十四載十二月庚子の条にも「以永王璣為山南節度使。江陵長史源洎為之副」とあるから、源洎の官人生活の中心時期は天宝末年と判断してよく、給事中就任を天宝十載としても大きな矛盾は生じない。

(20)行目の部分は本来なら(23)行目の「制可」の次に位置すべきものである。何故にこの位置にあるのかは明らかではないが、原告身には「制可」のあとに在ったと推定される。本告身において「制可」の前に在るのは抄写の際の誤りによるか、もしくは本告身が断片で出土し修復する際誤って、この位置に比定された可能性が考えられる。ともかく、(20)行目は「制可」のあとに来るべきものである。なぜなら、天子が裁下した案件は門下省において副本を作り、原本は留め副本を施行機関である尚書省に送付するが、(20)行目は尚書都省で責任者の都事がその案件を受理した日付と、案件は武官の授官であるので右行の右司郎中を経て兵部に送付されたことを示し、この事務処理が裁下される前にあるのは不自然である。

制授告身式においては門下省より送付された文書には左右僕射の連署より始まり、関係某部尚書・侍郎の順で連署することが規定されているが、本告身は(23)行目から明らかかなように、左相兼兵部尚書より連署が始まっており、告身式とは一致しない。それに(24)行目に再び「兵部尚書上柱国」と書くのも理解に苦しむ。なぜなら、兵部尚書は定員一名で当時陳希烈がその任にあったからである。本告身の尚書省官人の通署に関する混乱は右相(Ⅱ中書令)と尚書左僕射を李林甫が兼任し、左相(Ⅱ侍中)と兵部尚書を陳希烈が兼任して尚書右僕射を長く欠員とする当時の政治情況にその原因が求められるべきかも知れないが、天宝十四載の騎都尉秦元□<sup>20</sup>告身も同じような情況の中で作成されたものであるが、尚書省官人の通署は、次に示す順序であって、よく告身式と一致する。<sup>20</sup>天宝十載の場合は何故に交代的なのか不明であるといわねばならない。

司空兼文部尚書

尚書左僕射 在范陽

尚書右僕射 闕

文部侍郎上柱国

文部侍郎 闕

尚書左丞 闕

(25)行目の「国忠」は言うまでもなく楊国忠(旧唐書卷一〇〇六 新唐書卷二〇六)のことで、天宝九載十一月玄宗より国忠の名を賜わり、

兵部侍郎の任には天宝十載十一月二七日までであった。(26)行目の「巖」は李巖のことで、新唐書卷一九七李素立伝に

附された本伝によれば、右宗<sup>21</sup>衛兵曹參軍・洛陽県尉・兵部郎中・諫議大夫を歴任し爵贊皇県伯を賜い兵部侍郎に終

ったとある。唐僕尚丞郎表によれば、天宝八載以後兵部侍郎となったとするが、本告身によって李巖が兵部侍郎を

退官したのは天宝十載二月以降であったと判明する。尚書右丞とあるのは本告身が武官の告身であり、武官の叙任

は尚書省右行の兵部を経由して行われるから右行の尚書右丞が通署するのである。当時は欠員であった。唐僕尚丞

敦煌・吐魯番出土 唐代告身四種と制書について

郎表とよく一致する。

(28)～(32)行目までは天宝十載二月当時、張无價の有するすべての官銜が記入され、符到奉行とあるから、進叙された官の職掌と権限は告身が本人に到着した時点から効力を発するのである。ここで問題とすべきは駟使なる幕職官についてである。駟使に関しては嚴耕望氏が「唐代方鎮使府僚佐考」(『唐史研究叢』所収・新亜研究所・香港)において史料を列挙し若干の説明を加えている。それによれば、駟使なる幕職官は全唐文卷三〇九孫逖の起草にかかる開元末年頃の「授蕭誠幽州節度駟使制」が文献上の初見である旨を述べ、長安志、新唐書卷二二二朱泚伝、金石史料から節度使の幕職官の一であることを立証され、文献史料では駟使に作るが、金石史料は駟使に作るとされている。がしかし、駟使の職掌に關しては述べる所がないが、氏の引用された五代会要卷一七御史台の条に

天成元年(九二六)……御史台奏。……應諸道進奏院。准本朝例。各合置台巡駟使官一員。凡有公事。並合申台巡。日逐在台。承応公事。

とある史料から類推すれば、「本朝(≡唐朝)の例に准じ」とあるから唐代の進奏院にも駟使が置かれていたことは疑いなく、その職掌は「凡」字以下にいうように、進奏院と台巡(≡藩鎮)との公事に関する連絡役のようである。張无價の就任したのは本道駟使であって台巡駟使ではないから、より、一般的駟使すなわち藩鎮と管下州県との連絡役と解してよいのではないかと考える。この解釈は駟使という字からも矛盾しないし、また天宝十載二月以前、張无價が行官という連絡將校的幕職官にあった事実からも導かれる解釈であり、行官が進叙されて駟使に就任したのであるから、ここでは駟使は行官の上級幕職官と一応解釈しておく。幕職官・駟使に關連して興味深いのは、幕職官の人事権は節度使の自由採量にかかり、中央政府と無関係といわれてきたが、本告身をみる限りにおいて天宝末年まで幕職官の人事権にも中央政府が關与していることが明らかになる点である。(32)行目には「旨如右符到奉行」とあるが、これは制授告身式「制書如右符到奉行」と異なり、奏授告身式の文言と一致する。<sup>(29)</sup>本告身全体は明らかに制授告身の形を有しており「旨如右符到奉行」とあるのは適當ではない。天宝十四載騎都尉秦元□<sup>(30)</sup>の告身には制授告身式と同一の文言が用いられており、告身式の改変の結果とはいえないのであって、本告身の(32)行目が原本より忠実に写されたかどうか疑問である。

(34)行目に「判郎中」とあるのは担当官である兵部郎中が欠員であり、兵部郎中に正式に就任しないで、その職を代理している人が通署したこ

とを示す。資治通鑑長編卷一八太平興國二年四月乙卯の条に

太祖晏駕。詔翰林學士戸部侍郎李昉。兼判太常寺。昉歸語子宗諤等曰。堂吏不知典故。豈有為丞郎而判寺乎。若言判等。自丞以下至簿皆可判也。何假別命官乎。唐朝丞郎兼判他局者甚多。或官高則言判某官事。或官卑則言知某官事。或未即真則言權知某官事。或言檢校某官事。……

とあり、「判」とは官高きを以て低き官を代理することであるという。この場合の官は無論職事官を指す。幼成は韋幼成である。新唐書卷七四宰相世系表に韋幼成が山南採訪使になったとあり、元和姓纂卷一韋氏の条に、

(韋) 續。生幼成・幼卿・幼章・幼奇。幼成武部郎中、漢中太守・山南採訪使。

とあり、独孤及の毘陵集卷八唐故朝議大夫申王府司馬上柱國贈太常卿韋公續神道碑銘に、

孟子幼成。博見利器。鏗若金錫。天寶十年。自尚書兵部郎中出守漢中。兼山南西道採訪処置使。移典河内。

とあり、天寶十載兵部郎中より出でて漢中太守となったとあるから、本告身の時期とも完全に一致し、幼成は韋幼成と認めてよい。

#### 註

(1) 游擊將軍は大谷勝真氏の移録による唐職官表(『敦煌遺文所見録』——唐代国忌諸令式職官表について——)『青丘学叢』一三三所収)では従五品上とし、游騎將軍を従五品下とするが、ここでは池田温氏の「中国律令と官人機構」(『前近代アジアの法と社会』——仁井田陞博士追悼論文集』第一卷所収。勁草書房)の表ⅢⅡ階・散官・勲官・爵及諸出身階対照表に従い、游擊將軍を従五品下としておく。

(2) 敦煌・トルファンの籍帳類は池田温「中国古代籍帳集録」(『北海道大学文学部紀要』一九ノ四)による。

(3) 註(2)参照。

(4) 本文書は藤枝晃氏によって墨美六〇に紹介されている。

(5) 本文書はすでに菊池英夫「唐代辺防機関としての守捉・城鎮等の成立過程について」(『東洋史学』二七輯)に引用され研究されている。菊池氏によれば、この文書は開元年間のもので、庭州輪台県の西一〇〇里にある俱六守捉から北庭都護府に宛てた報告書であるという。この文書によって辺防機関としての守捉の人的構成を若干ながら知ることができよう。文書は(8)行目以下が欠落しているが、ある程度の類推は可能である。すなわち、俱六守捉の有品押隊官一名の報告書であり、(3)~(5)行目は押隊官行客の官・姓名が一行一名の原則で、官の高い順に記入されているのであるから、欠落している(8)行目以下に記入されているのは六名で、その六名は押隊官百姓で、官は(6)(7)行目の押隊官百姓である楊守節や応懷遠より低かったことが推測されよう。ところで、押隊官行客・百姓とはいかなる意味であろうか。菊池氏は「行客の内容は未だ充分納得ゆく程明らかでない。百姓と対比させられているが鎮副や戍主であるし、土・客とも農・商

敦煌・吐魯番出土 唐代告身四種と制書について



敦煌・吐魯番出土 唐代告身四種と制書について

の別とも不明である。」と述べられ結論を保留されている。敦煌文物研究所資料室の施萍婷氏の執筆にかかる「從一件奴婢売買文書看唐代的階級压迫」(『文物』一九七二年第二期所収)では、

(前欠)

- (1) 客王修知牒稱。今將胡奴多宝載拾參  
(2) 惠温。得大生絹貳拾壹疋。請給買人市券者。依  
(3) 安神慶等款保前人。奴是賤不虛。又。胡奴多宝甘心  
(4) 修智。其価領足者。行客王修智出壳胡奴多宝与  
(5) 絹貳拾壹疋。勸責沢同。据保給券。仍請郡印  
(6) 罪  
(7) 絹主  
(8) 郡印 奴主行客王修智載陸拾壹  
(9) 胡奴多宝載壹拾參  
(10) 保 百姓安神慶載伍拾玖  
(11) 保人行客張思祿載肆拾捌  
(12) 保人敬煌郡百姓左懷節載伍拾柒  
(13) 保人健兒王奉祥載參拾陸  
(14) 保人健兒高千丈載參拾參  
(15) 市令秀昂 給券 史

(後欠)

という奴婢売買文書を紹介し、文書の様式を論じているが、その中で(8)行目と(11)行目にみえる「行客」について、唐代商業上の「行」に関連あるものと理解している。これは菊池氏の示された解釈の可能性のうち、百姓を農民とし行客を商人と解釈する中に入るであろうが、この解釈が誤っていることは言を俟たない。前掲した俱六守捉の報告書をみれば一見瞭然であろう。すなわち、商業に關係する者が有品押隊官として守捉に勤務するはずがないからである。

寡聞ではあるが、「行客」の語は唐大詔令集卷一一四「埋瘞暴露骸骨勅」に「移風易俗。王化之大猷。掩骼埋胔。時令之通典。如聞江左百姓之間。或家遭疾疫。因此致死。皆棄之中野。無復安葬。情礼都闕。一至於斯。習以為常。乃応其弊。自今已後。宜委郡県長官。嚴加誠約。俾其知禁。勿使更然。其先未葬者。即勒本家收葬。如或無親族。及行客身亡者。仰所在村鄰。相共埋瘞。無令暴露。庶叶礼經。諸道有同此者。亦宜準此。」天宝元年三月とあり、ここで行客は百姓と對比させ

て使用されている点に注意すべきであって、勅の内容から理解する限りにおいて、行客は土着百姓以外の人と解されよう。行客の意味を一層明確にする史料として、藤井有隣館所蔵第一二号文書がある。すなわち、

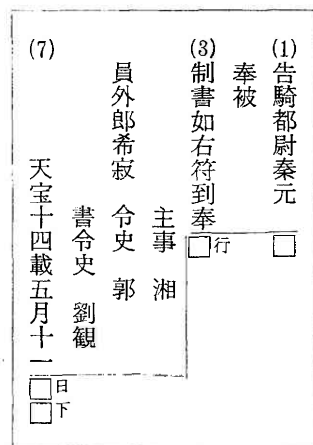
- (1) 勅瀚海軍経略大使 牒石抱玉
- (2) 馬軍行客石抱玉年卅四 寧州羅川県
- (3) 斬賊首二。獲馬一疋留教五歲鞍轡一具。
- (4) 弓一張。槍一張。刀一口。箭十三隻。楸一面。
- (5) 鏢子甲一領。以上物並檢納足

(後欠)

この文書は印も紀年もなく出土地点も不明であるが、勅瀚海軍使とあるから北庭都護府管内で処理されたものであり、時期もほぼ開元年間と推定してよいであろう。本文書は某所の戦闘において石抱玉の立てた軍功に対し勅瀚海軍使が発行した証明書であり、後日の論功行賞の備えとしたものである。この文書によれば、寧州羅川県に本貫を有する石抱玉が北庭節度使管内で馬軍行客と呼ばれており、他道出身者を行客を呼ぶことは明らかである。

- (6) 嶋崎昌「高昌国の城邑について」(『中央大学文学部紀要史学科』五号) 参照。
- (7) 池田温「唐代の郡望表——九・十世紀の敦煌写本を中心として——」(『東洋学報』四二—三、四号)
- (8) 唐代の陌刀に関しては原田淑人「正倉院の手鍔と唐代の陌刀」(『東亞古文化論考』吉川弘文館) を参照。なお、原田氏の陌刀使用時期に関しては従い難い点がある。
- (9) 前嶋信次「タラス戦考——本章——」(『史学』三二—一、二号参照)
- (10) 小野勝年『入唐求法巡礼行記の研究』第二卷二六九頁。
- (11) 沙州図経は池田温氏の「沙州図経略考」(『榎博士還暦記念東洋史論叢』所収) に示された録文に拠る。
- (12) 布目潮風「唐代符制考」(『立命館文学』二〇七号)。なお、事物紀原卷一、玉堂嘉話卷五にも貴重な史料がある。
- (13) 大庭脩「唐告身の古文書学的研究」(『西域文化研究』(三)所収) 三二—三頁以下参照。
- (14) 制授告身式の告詞の部分には「告具官封名。……」とあって、この部分は姓名ではなく名だけ記入する規定となっているが、現存告身をみれば、すべて姓名が記入されており、敦煌発見公式令断簡制授告身式が一字一句誤りないとしてよいかは非常に疑問である。後考を俟ちたい。
- (15) 小笠原宣秀・大庭脩「龍谷大学所蔵吐魯番出土の張懷寂告身について」(『龍谷大学論集』三五九)。大庭脩「唐告身の古文書学的研究」(『西域文化研究』(三))
- (16) 内藤乾吉「敦煌出土の唐騎都尉秦元告身」(『中国法制史考証』) 三九頁。
- (17) 前掲内藤氏の研究以来、唐代の実物告身としてつとに有名な騎都尉秦元告身を、ここで何故に「騎都尉秦元□」とするかといえ、告身の記載方法に若干の疑問が存するからである。秦元□告身の告詞以下の部分を示せば次のようである。

敦煌・吐魯番出土 唐代告身四種と制書について



すなわち、(1)行目「元」、(3)行目「奉」、(7)行目「一」を結ぶ線より以下は欠落していることは明らかであって、本告身が公布された時点（天寶十四載）では当然のことながら欠落した字があり、地の部分はまだ余白を残していたと考えられる。従って、(1)行目「元」字以下にも何らかの字が入る余地はある。ここで「奉被」の記載方法を現存の告身から検討すれば、「告具官封（姓）名」のあとに続けて記入されるのが通例であると判明する。本告身では「秦元」の下に何字か入る余地があるのに「奉被」が改行されて記入されており、「秦元」の下にはもう一字あったことを強く予想させるものであって、騎都尉秦元告身は正確には騎都尉秦元□告身と呼ばれるべきであると考える。

- (18) 仁井田陞「唐令の史的研究」(『唐令拾遺』所収)
- (19) 大庭氏前掲書。
- (20) 内藤氏前掲書。
- (21) 仁井田陞『唐令拾遺』公式令奏授告身式の条参照。

### 五、唐代制書の復元

前節までには唐代の制授告身四種を紹介し、若干の解説を加えてきたが、本節では四種の制授告身から帰納される唐代制書（＝詔書）の様式に言及しよう。

唐代の制書に関しては大唐六典卷九中書令職掌の条に、

凡王言之制有七。一曰冊書。立后建嫡。封樹藩屏。寵命。則用之。二曰制書。行大賞罰。授大官爵。釐革。則用之。三曰慰勞制書。褒贊賢能。勸勉勤勞。則用之。四曰發日勅。謂御回發日勅也。增減官員。廢置品以下官。如流已上罪。用庫物五百段。錢二百千。倉糧五百石。州縣徵發兵馬。除免官爵。授六奴婢二十人。馬五十疋。牛五十頭。羊五百口已上則用之。五曰勅旨。謂百司承旨而為程式。奏事。請施行者。則用之。六曰論事勅書。慰諭公卿。誠約。則用之。七曰勅牒。隨事承旨。不易。則用之。皆宣署申覆而施行焉。

とあり、新唐書卷四七百官志(二)中書令の条にも、

凡王言之制有七。一曰冊書。立皇后・皇太子。封諸王。臨軒冊命。則用之。二曰制書。大賞罰。赦宥慮囚。虜?大除授。則用之。三曰慰勞制書。褒勉贊勞。則用之。四曰發勅。廢置州縣。增減官吏。發兵。除免官爵。授六品以上官則用之。五曰勅旨。百官奏請施行則用之。六曰論事勅書。戒約臣下則用之。七日勅牒。隨事承制。不易於旧則用之。皆宣署申覆。然後行焉。

とあり、六典とほぼ同様のことを伝えている。この二史料によって唐代の制書は大賞罰を行い、大官爵を授け、旧政を聲革し、降虜を赦宥する

等々の場合、軍国の重事に関して立法・施行される所謂制書と臣下の賢能を褒賛し、勤勞を勉勵する慰勞制書の二種類があったことは明らかである。そして唐代の制書が二種類に分類され使用する目的が明白に区分されている事実は、二種の制書が同一の形式によるのではなく、まったく独立した別個の形式を制書と慰勞制書は有していたであろうと強く予想させるものである。

(a) 制書式

敦煌出土の唐公式令断簡は不幸なことにもその首部を欠き、首部にあったであろうと推定される制書式は欠落している。仁井田陞博士は唐令拾遺第二一公式令の第一条に制書式を次に示すように復元された。

(1)	門下。云々。主者施行。
(2)	年月日
(3)	中書令具官封臣姓名宣
(4)	中書侍郎具官封臣姓名奉
(5)	中書舍人具官封臣姓名行
(6)	侍中具官封臣名
(7)	黃門侍郎具官封名
(8)	給事中具官封臣名 等言
(9)	制書如右。請奉
(10)	制付外施行謹言

この制書式を復元するために使用された史料は制授告身式と唐大詔令集卷三〇所収の「肅宗命皇太子監國制」(後掲)であった。仁井田博士は復元に際して肅宗命皇太子監國制を基礎として「制書式は恐らく制授告身と、形式上、相通ずる所があったらう」と推定され、<sup>(1)</sup>制授告身式を復元補助史料として使用されたのであった。この仁井田博士の制書式復元の方法は前掲六典や新唐書の制書の条が「授大官爵」(四品五品官の除授を指す)の場合に制書を使用すると明言しているから至当と言ってよい。ただ問題となるのは右の方法で復元された制書式が妥当であるかどうかである。私は仁井田博士の復元された制書式に二三の疑問を有する。以下、その点を述べよう。

仁井田博士は次に示す「肅宗命皇子監國制」<sup>(2)</sup>と制授告身式より先に示した制書式を復元されたのであるが、復元制書式と制授告身式を比較すれば制授告身式には門下省の覆奏の後に、覆奏の年月日があるのに復元制書式にはない。これは仁井田博士が全面的に信頼し依拠された「肅宗命皇太子監國制」に覆奏の年月日がないことによって、年月日を入れる必要性を認められなかったことによるであろう。しかし、制授告身式には門下

△肅宗命皇太子監國制▽

門下。天下之本。屬於元良。四方之明。資其繼照。是有伝婦之義。必膺監撫之重。克広前烈。与人守邦。非君父之独親。俾生靈之同戴。朕号慕弓劍。寢居縗絰。頃以疾苦。未能康寧。殘寇猶虞。中原多壘。軍国大務。理須參決。乃眷七鬯。共承宗祧。皇太子予天縱聰明。日躋聖德。中興締構。已有大功。問安内寢。知九国之夢。制勝戎闕。高五官之才。時方艱難。礼在諒闇。且以庶政。委之元子。宜令權監国。又以上天降宝。献白楚州。神明告歷數之符。金壁定妖災之氣。總集瑞命。祇承鴻休。因以体元。叶十五紀。其元年宜改為宝応元年。建巳月改為四月。其余月並依常數。仍旧以正月一日為歲首。受茲福応。佇以升平。因日月之重光。布雲雷之渥沢。其天下見禁囚徒。罪無輕重。并已発覚未発覚已結正未結正。四月十五日味爽以前。一切放免。左降官宜即量移近処。流入即一切放廻。有司更不得輒有類例条件。其楚州刺史并出宝臬官及進宝官等。量与進改。隨進宝官典儀等。各量与一官。宣示中

省の覆奏の後には、その覆奏の年月日が入っており、先に紹介した制授告身四通にもすべて覆奏の年月日が入っているから、これは当然、仁井田博士の復元制書式に補うべきものと考ええる。

次に考察すべきは、覆奏の年月日が補われた後である。復元制書式は門下省の覆奏（若しくは覆奏年月日）があれば、大賞罰を行い大官爵を授け旧政を釐革し降虜を赦宥する際の法的根拠となる皇帝の制書は法的効力を有すると解釈されるようで、覆奏の後には何の文字もない。これも「肅宗命皇太子監國制」に文字がないことに基づかれるようである。しかし、制授告身式ならびに制授告身の实例にはすべて、覆奏の年月日の後には「制可」の二字が存し、門下省の覆奏に対し皇帝の意志表示があつて、始めて制書の内容は法的効力を発効するのであつて、覆奏の後には皇帝の覆奏に対する意志表示たるべき文字を加えるべきであると考ええる。このように制書による立法手続の順序から仁井田博士の復元制書式をみるならば、それは皇帝の意志によって立案され起草された制書が中書省より門下省に送付され、侍中・黄門侍郎・給事中によって可否が審議され、門下省の制書施行の同意を与え、覆奏文が起草され、まさに制書が門下省にまだある段階、若しくは制書が門下省より皇帝の手許に送付され、まだ皇帝の意志が表示されない段階ということになり、法として成立するためには不完全な状態にあるといわねばならない。

外。咸知朕意。主者施行。

上元二年四月□日

司徒兼中書令(在使)

戶部侍郎同中書門下平章事知中書事臣元載(宣)

宣德郎檢校中書舍人臣楊綰 奉行

特進行侍中上柱國韓國公臣晉卿

銀青光祿大夫行黃門侍郎同中書門下平章事臣遵慶

朝請大夫守給事中臣液 等言

臣聞明兩作離。所以照天下。洊雷為震。所以貞

万邦。故書美元良。易昭匕鬯。伏惟

皇帝陛下。玄德広被。仁風大洽。匡復宗社。弘

濟艱難。孝道純深。聖懷罔極。居憂致毀。恭默何

言伏惟

皇太子。承累聖之資。稟自天之訓。問安有禮。無

闕三朝。保大成功。已申七德。是命守邦之重。允

彰知子之明。況神其告符。天不秘宝。克昌景命。

必靜妖氛。豈謝金縢啓翌日之期。玄符告彝倫

之叙。是故紀元立極。復旧維新。因瑞以表年。順

人而定嗣。宥過無大。罔罔皆空。俾人遷善。遐荒

敦煌・吐魯番出土 唐代告身四種と制書について

△日本養老公式令第一条詔書式▽

明神御宇日本天皇詔旨、云云咸聞、

明神御宇天皇詔旨、云云咸聞、

明神御大八洲天皇詔旨、云々咸聞、

天皇詔旨、云云咸聞、

詔旨、云云咸聞、

年月、御画日、

中務卿位臣姓名宣、中務大輔位臣姓名奉、中務少輔位臣

姓名行、

太政大臣位臣姓、

左大臣位臣姓、

右大臣位臣姓、

大納言位臣姓名等言、

詔書如右、請奉 詔、付外施行、謹言、

年月日、

可、御画、

右御画日者、留中務省為案、別写一通印署、送太官、大納言覆奏、画

可訖、留為案、更写一通、詔訖施行、中務卿若不在、即於大輔姓名下

注宣、少輔姓名下注奉行、大輔亦不在、於少輔姓名下、併注宣奉行、

若少輔不在、余官見在者、竝准此、

敦煌・吐魯番出土 唐代告身四種と制書について

必被。 休徵昭其靈貺。 官吏沐其鴻私。 臣等叨侍

軒墀。 恭承典礼。 感戴之極。 倍万恒情。 無任懇款

之至。

謹奉

制書如右。

請奉

制付外施行。 謹言。

る。すなわち、制書は皇帝の旨を受けて中書舎人が文案を作成する。この文案に対し皇帝は年月日のうち日付を画き入れ中書令以下が宣・奉・行を連署する。画日のある原文は中書省に留め、謄本を作って門下省に送付し審議させ、異議なければ侍中以下が連署して施行を請う。皇帝はこれに対して必ず「可」と画き、「不可」は絶対にあり得ない。「可」の裁下を得た案は門下省に再び送付されるが、皇帝の御画<sup>(4)</sup>可がある案は門下省に留め、別に謄本を作って尚書省に送付し施行させるのであるが謄本を作る際、大唐六典卷八門下省・侍中の条に「覆奏画可訖。留門下省為案。更写一通。侍中注制可。印縫署。送尚書省施行」とあるように、「可」字の部分のみは「可」と写さないで間接話法を用い侍中が「制可」と書くのである。制授告身の場合は尚書省を通すから当然「可」と書かれず、「制可」とあるのである。告身は尚書省の左右僕射以下の連署を得、本人に与えられるが、騎都尉秦元□の実物告身をみれば、すべて同一人の筆に成っており、尚書省で各個人の連署を得、その謄本が授官本人に与えられたことが判明すし、制詞の部分は実に四回目の謄本が給付されたことになる。

仁井田博士の復元制書式はいま述べたように門下省の覆奏した年月日と「可」字を補足するのは当然であるが、それだけでは完全ではない。制書式は制授告身式の前半部と様式がよく類似しているが、別の文書様式であるからこそ、別々の式が設けられている所以である。では、制書式はどのような式を想定すべきであろうか。編纂史料は原史料の決り文句を省略して再録するのが一般的であるが、唐大詔令集において次に示すように、かなりよく首尾を存する二例を検した（点線部分は筆者が意を以て補足したものである）。

では、門下省の施行を請う覆奏文の後に皇帝はどのような文字でもって裁可の意志表示を行うか。制授告身にはすべて「制可」とあったが、それで妥当であろうか。結論から先に述べれば、この点に關しては諸先学の一致した見解によって「可」字と決定されており、日本養老公式令詔書式にも「可」とあり、「可」字と決定してよい。制授告身式に「制可」とあるのに何故に制書式では「可」一字であるかは、制書の成立順序を考えれば自然に肯首される所であ

△誅王涯鄭注後德音▽（卷一二五所収）

門下、朕以翼翼之心。孜孜求理。十年之内。庶政未凝。極於焦勞。志在博採衆說。聿親奇士。冀獲長才。取其節焉。不顧發迹。故李訓・鄭注。咸得進言。既望沃心。每許造膝。邪人姦色。順非而沢。信行聽言。深心厚貌。包藏不作。偽弁無疑。梟獍之心。禍乱忽作。意欲剪除中外。悉去大臣。志願非常。自謀安泰。賴上天垂祐。宗社降靈。同惡雖多。奸謀竟敗。忠臣輸力。保護朕躬。是日弭寧。已嘗敷告。尚聞閭里。未悉予心。猶有浮言。謬相誑惑。朕君臣之際。疑問不行。致此妖狂。慙非哲惠。前月二十一日、王涯・賈餗・舒元輿・李訓・鄭注・李孝本・韓約・羅立言・王璠・郭行余・魏逢等。親率金吾兵仗又郭行余・王璠領部下將健。持兵上殿。叶謀不軌。傾覆社稷。謀害中外。凡此兇徒。悉已梟戮。絕其遺類。以謝忠良。内外庶臣。卿士百辟。体予前志。宜即自安。無惑浮言。尚相恐怖。聿式惟新之慶。宜申在宥之恩。在京百司。見禁囚徒。流死罪遞減一等。未結正者。推問畢日。準此処分。諸色所由長吏。陷於脅從。雖有名籍。涉於誣誤

敦煒・吐魯番出土 唐代告身四種と制書について

者。一切不用更問。仍付左右神策・兩金吾・京兆尹・御史台、並準恩赦処分。休更追捕。其有潛藏迴避。限日令出。各歸本司。逆人親族。已処置外。其余周親已上。一切不問。所在更不用繫留聞報。其先有定名捕捉者。所在尋逐。獲日聞奏。不得漏網。昨者有擅入逆人之家。盜掠財物。擁無故之利。生怙乱之心。尚猶縱酒聚徒。妖言惑衆。志於劫掠。恐嚇居人。假託軍司。輒持兵器。及以前月二十一日事妄相告訴者。委御史台・京兆府、嚴加伺察。擒捉奏聞。所集衆決殺。不在在恩赦之限。於戲。齊晉之難。桓文是興。注訓之妖。朕志先定。識邪正之路。弁消長之言。觀衆臣宣力於急難。見禁旅摧兇於頃刻。當時危之際。識臣節之勤。藏之於心。何日可忘。宣示中外。宜体朕懷。主者施行

太和九年十二月十六日

中書令具官封臣姓名 宣  
中書侍郎具官封臣姓名 奉  
中書舍人具官封臣姓名 行



敦煌・吐魯番出土 唐代告身四種と制書について

侍中具官封臣名

門下侍郎具官封臣名

給事中臣承瓊 等言

臣聞千紀之臣。竊發之寇。三代已降。不能無之。陛下睿謀神斷。電擊天誅。刑雖慎恤。人鮮幸生。躬夏禹泣辜之心。行成湯解網之惠。納隍軫慮。積縛惠仁。渙汗滂流。殊私遐布。旬月之間。再有恩蕩。有以見陛下愍物之心也。而又大啓刑書。除詔中外。不疵細過。思闡大猷。雖法設狴牢。物無維繫。咸許自新。与之更始。好生之德。達于上玄。含垢之恩。洽于下土。用和在宥。乃聖人之心。去殺勝殘。則王者之事。屬歲聿云暮。節及春陽。順覆載發生之始。敷雷雨作解之時。則率土同心。孰不欣幸。臣等忝居近侍。獲覩德音。無任抃躍慶悅之至。

謹奉

制書如右。請奉

制付外施行。謹言。

太和九年十二月□日

可

△武宗改名詔▽（卷五所収）

門下。王者昭臨萬寓。名名豈尚於難知。敬順五行。理宜避於刑剋。徵諸前史。義實炳然。昔大漢之興。洛旁去水。所都名号。猶乃避之。況我國家。運昌土德。豈可常以王氣。勝於君名。所以憲宗皇帝繼明之初。實以捨水。必有冥數。叶於貞祥。漢宣帝柔服北夷。恢弘祖業。功德之盛。侔於周宣。御曆十年。乃復美稱。朕遠推漢主之事。近稟聖祖之謀。爰挾佳名。式遵令典。庶承天意。永保鴻休。宜改名為炎。仍令所司挾日。分命宰臣告天地宗廟。其旧名、中外表章。不得更有迴避。布告遠邇。咸使聞知。主者施行。

会昌六年三月十二日

中書令具官封臣姓名 宣

中書侍郎具官封臣姓名 奉

中書舍人具官封臣姓名 行

侍中具官封臣名

門下侍郎具官封臣名

給事中具官封臣名

等言

臣聞運行之道。實本於惟新。稱謂之尊。必資於

前兆。□天人相與之際。明曆數陰陽之祥。恭惟

烈光。布在方冊。伏為

仁聖文武章天成功神德明道皇帝陛下。 仁深

右二史料において、「給事中臣某等言」の後に「臣聞云々。臣等忝居近侍。獲觀德音。無任抃躍慶悅之至」とあり「臣聞。云々。臣等官叨近密。職奉絲綸（無任）抃躍之誠。」とあるのは一体何か。これは形の上からいえば上表文の形式であるが、この語は制授告身式にはなく、また現存制授告身に一例もなく、所謂制書にのみ存在する語であることは注意してよい。大唐六典卷八門下省・給事中の条に、

凡制勅宣行。大事則稱揚德沢。褒美功業。覆奏而請施行。小事則署而須之。

とあるのは、制書において「臣聞。云々」以下の語に対する疑問に明快に答えて史料である。すなわち、給事中は制勅を宣行する際、軍国の大事に関する制勅には德沢を稱揚し功業を褒美して覆奏し施行を請い、小事の制勅は署名して之を須うとあるのは、制書は軍国の大事に際して用いられるものであるが、その中でも大事と小事に分たれ、大事に関して「德沢を稱揚し功業を褒美する」とあるのは「臣聞」以下にその内容を

敦煌・吐魯番出土 唐代告身四種と制書について

九有。道冠三無。紹列聖而垂休。奄百王而邁德。

六氣雖序。重之以調均。五音雖和。資之以損益。

使刑剋自消於聖曆。陰陽永遂陽永於洪爐。亦由周

樂去金。以享卜年之兆。漢都罷水。用興繼代之

光。此皆九廟之靈。兆人之慶。臣等官叨近密。職

奉絲綸。無任抃躍之誠。倍萬常品。謹奉

制書如右。請奉

制付外施行。 謹言

會昌六年三月□日

可

敦煌・吐魯番出土 唐代告身四種と制書について

記入することであり、小事に関しては署名するというのは制授告身の場合にみられるように、「等言」と書きただちに施行を請うことである。これがゆえに、同じ制書でありながら、制書式と制授告身式はその様式を若干異にする所以である。以上の考察の結果、制書式は開元七年・開元二五年公式令に準拠すれば次のように復元されるであろう。

門下。云々。主者施行。

年月御画日

中書令具官封臣姓名 宣

中書侍郎具官封臣姓名 奉

中書舍人具官封臣姓名 行

侍中具官封臣名

黃門侍郎具官封名

給事中具官封臣名 等言

臣聞。云々。臣等。云々無任云々之至。謹奉

制書如右。請奉

制付外施行。謹言

年月日

可 御画

いま、給事中が「臣聞云々」の文章を書くこと述べたが、これは制書に同意を与える場合であって、否らざる場合は封駁という職権が発動され制書は命令として発効しなかった。制書式では「等言」とあり侍中以下の連名で可否の意志表示が行われた形になっているが、これは形式上のことである。すなわち、侍中は宰相として常に機密に参画し、制書を立案する場合もあり、審議の段階で制書を否定することはありえない。また、黃門侍郎に関しては旧唐書卷一〇一李义伝に、

父在門下。多所駁正。開元初。姚崇為紫微令。薦父為紫微侍郎。外託薦賢。其実引在己下。去其糾駁之權也。

とあるように、黃門侍郎に就任すれば封駁の職権のないことは明らかであり、平章事の官銜を帯びれば立場は侍中と同じであった。形式上は侍中以下が制書の可否を決定するのであるが、事実上は給事中が決定したのである。従って、給事中は門下省の事実上の実権者であると言ってよい。

## (b) 慰勞制書式

慰勞制書は前掲六典によれば、皇帝が臣僚の賢能を褒賛し勲勞を勸勉する際に使用する文書であって、同じ制書であっても軍国の大事に深く関わる所謂制書とは、その性格を異にすることは明らかである。従来の唐代史研究において慰勞制書ならびにその様式に関する研究は無く、まったく未開拓の問題といわねばならない。ただ、近年において金子修一氏が「唐代の国際文書形式について」という論文において、当代の東アジア国際関係論を「皇帝敬問」、「皇帝問」、「勅」という文書の冒頭部分の文言から明快に論じられたのは慰勞制書式の解明に極めて示唆的であった。<sup>(6)</sup> すなわち、金子氏は「皇帝敬問」、「皇帝問」で始まる文書が唐代の官文書様式のいずれに相当するか明確にはされていないが、この二つの文言は実は慰勞制書式の冒頭文言であって、慰勞制書の使用例を唐朝の対外諸国に限って詳細に論じられたことになるからである。慰勞制書を考察する上でまず解決すべきは璽書の機能と性格についてであろう。璽書に関する若干の例を旧唐書に依って示せば次のようである。

(1) 貞觀初。檢校右監門將軍。尋除肅州刺史。歲余。突厥數千騎。輜重万余入侵肅州。欲南入吐谷渾。武達領二千人與其精銳相遇。力戰。虜稍却。急攻之。遂大潰。擠之於張掖河。又命軍士於上流以楫渡兵。擊其衆。賊半濟。兩岸夾攻之。斬溺略盡。璽書慰勉之。拜左監門將軍。

(卷五七公孫武達傳)

(2) 及高昌之役。以行本為行軍副總管。率衆先出伊州。未至柳谷百余里。依山造攻具。其処有班超紀功碑。行本磨去其文。更刻頌陳國威而去。

遂与侯君集進平高昌。璽書勞之曰。攻戰之重。器械為先。將士屬心。侍以制敵。卿星言就路。躬事修營。干戈纒動。梯衝暫臨。三軍勇士。因斯樹績。万里逋寇。用是克平。方之前古。豈足相況。及還。進封金城郡公。賜物一百五十段・奴婢七十人。(卷五九姜暮附李晦傳)

(3) (李) 孝恭次子晦。乾封中。累除營州都督。以善政聞。璽書勞問。賜物三百段。(卷六〇河間王考恭附李晦傳)

(4) 乙毗沙羅葉護可汗既立。建庭於離合水北。謂之南庭。(中略) 累遣使朝貢。太宗降璽書慰勉。貞觀十五年。令左領軍將軍張大師往授焉。賜以鼓纛。

(卷一九四(下)突厥傳(下)乙毗沙羅葉護可汗の条)

(5) 貞觀十五年。部下屋利啜等謀欲廢咄陸。各遣使詣闕。請立可汗。太宗遣使齎璽書。立莫賀咄乙毗可汗之子。是為乙毗射匱可汗。

敦煌・吐魯番出土 唐代告身四種と制書について

(卷一九四(下)突厥伝(下)咄陸可汗の条)

(6) 開元三年。制授蘇祿為左羽林軍大將軍・金方道經略大使。進為特勤。遣侍御史解忠順齎璽書。冊立為忠順可汗。

(卷一九四(下)突厥伝(下)蘇祿の条)

(7) 永徽元年。并讚卒。高宗為之舉哀。遣右武侯將軍鮮于臣濟持節齎璽書弔祭。

(卷一九六(上)吐蕃伝(上))

(8) 貞觀三年。南會州都督鄭元璫遣使招諭。其酋長細封步賴拳部内附。太宗降璽書慰撫之。

(卷一九八(西戎伝)党項・羌の条)

(9) 武德四年。遣使朝貢。高祖親勞問之。遣通直散騎侍郎庾文素往使焉。賜以璽書及画屏風・錦綵三百段。自此朝貢不絕。

(卷一九九(上)東夷伝(上)新羅國の条)

(10) (貞觀)十七年。遣使上言。高麗・百濟。累相攻襲。亡失數十城。兩國連兵。意在滅臣社稷。謹遣陪臣。歸命大國。乞偏師救助。太宗遣相

里玄奘齎璽書賜高麗曰。新羅委命國家。不闕朝獻。爾与百濟。宜即戢兵。若更攻之。明年当出師擊爾國矣。太宗將親伐高麗。詔新羅纂集士

馬。応接大軍。

(9)に同じ)

右に示した史料は若干例に過ぎないが、唐代史料に散見する璽書とは一体的にどのような文書を想定すればよいだろうか。養老公式令には璽書式なる特定の文書様式の規定はない。従って、多分唐公式令においても璽書式なる文書様式の規定はなかったと考えてよいであろう。すなわち、璽書は「凡王言之制有七」とある皇帝若しくは天子の命令のうち、いずれかを換言したものであると、まず想定される。

右に示した璽書の使用例をみれば、璽書は唐朝官人に対してのみでなく当代の東アジア諸国全域に発布されている。発布の事例を大略分類すれば、(A)官人の軍功に対する場合(1)・(2)、(B)官人の治績を労問する場合(3)、(C)外国君長を慰勉する場合(4)・(8)・(9)、(D)外国君長を弔祭する場合(7)、(E)外国君長を冊立する場合(5)・(6)、(F)外国君長を責諭する場合(10)等に分たれ、璽書の事例をより、網羅的に挙示すれば分類は更に増加するであろう。

さて、前記分類のうち、外国君長を冊立する場合に璽書を以て行う例があった。外国君長の地位は唐法上、官品で以て秩序づけられている唐朝官人制の範疇に包括できない存在であり、それを超越する存在であるが故に冊書で封ぜられた。冊書で封ずるが故に冊立・冊命といふのである。この事実によれば、璽書即冊書ということになる。しかしながら、このように断定すれば、冊書の用途に関連して前記分類(A)・(B)と一致し

なくなる。冊書は前掲六典より明らかなように「皇后を立て、嫡（皇太子）を建て、藩屏を封樹し、尊賢を寵命する」場合に発せられ、(A)・(B)の事例の如きものには使用されることはないからである。

では聖書に関する問題を如何にすべきか。この面倒な問題を解決してくれる好史料が旧唐書卷五九屈突通伝にある。

及文帝崩。煬帝遣通以詔徵漢王諒。先是。文帝与諒有密約曰。若聖書召汝。於勅字之傍別加一点。又与玉麟符合者。当就徵。及発書無驗。諒覺変。詰通。通占对無所屈。竟得帰長安。

この史料は詔と勅の区別を混同しているが、厳密な史料批判の上に立てば、文帝と漢王の密約に信を置き、旧唐書編者のいう「詔」は却け、「勅」に統一すべきであろう。ともかく、この史料は勅書による聖書の存在を明示するものであり、聖書とは数種の文書を総称する語であることが判明する。また、屈突通伝によれば、文帝が漢王諒を召す際に聖書である勅書の「勅」字の傍に点を加える約束であった。このことは聖書の発布手続及びその性格を考える上で極めて重要である。すなわち、一般の行政命令である制書や勅書においては、制書式の条において述べたように何度か謄本が作製され——制書の場合は最低三回——最後に施行機関である尚書省に送付され、再謄本が尚書省の符として下達されるのであって、皇帝が尚書省に出向き清書され、下達を待つ制書や勅書を再点検し「勅」字の横に点を付す余地はまったくなく、もしそのような事態になれば一大事であり、約密も何もあつたものではない。また、あらかじめ勅書の原本の「勅」の字の横に点を付しても、謄本が作製される過程で削除されることは必定で、点に託した皇帝の意志が伝達される余地もない。従つて、聖書と総称される冊書・制書・勅書は屈突通伝の例から考えれば、皇帝が下達される勅書に点を付すことが可能なのであるから、一般の行政機関から出されるのではなく、別途のルートから出されると想定され、その文書式は制書式や告身式と異つていたであろう。

では、一般の行政機関を通さず発布される冊・制・勅が何故に聖書と呼ばれるかといえ、これは行政機関を通して発布される一般の制・勅が最終的には施行機関である尚書省六部の官庁印を捺印して信とすのに対応して、聖書の場合は次に示すような種類を有する皇帝の聖（冊・宝）、天子の聖（冊・宝）が用途に応じて捺印され、又は封印に使用されていることに帰因するであろう。



述べたが、所謂制書は一般行政に関する皇帝の意志表現であり、門下省の審議を経て尚書省の符として下達されるものであるから璽書では決してあり得ないことは自明である。従って、慰勞制書が璽書の可能性を有するものとして残される。慰勞制書とは慰勞するために発布される制書であり、何を慰勞するかといえば前掲六典から明らかかなように賢能を褒賞し勸勞を勉勵するため、所謂制書の使途と目的を異にしていることは十分注意されてよく、慰勞制書が璽書と想定して大過ないものと思う。勅書においても璽書と呼ばれるものがあつたことは前掲屈突通伝より明らかであるが、これは論事勅書がそれに相当する<sup>(9)</sup>。以上、唐代の璽書に関し考察を進めてきたが要点を述べれば、璽書とは皇帝（天子）の璽が使用されている文書で、その文書には冊書・慰勞制書・論事勅書の三通りがあり、皇帝の親書として発布されるものであつたと結論できよう。

さて、璽書の一である慰勞制書の様式の問題であるが、この問題を解決する資料は唐代文献にはないが、日本延喜式卷一二中務省の条に「慰勞詔書式」として次のような文書様式を収めている。

天皇敬問。云々。	大蕃国云天皇敬問 小蕃国云天皇問
年月御画日	
中務卿位臣姓名	宣
中務大輔位臣姓名	奉
中務少輔位臣姓名	行

慰勞詔書式の規定は養老公式令の中にはなく、延喜式に始めて表われる規定であるが、延喜式の成立する頃まで慰勞詔書は存在しなかつたかというところではない。続日本紀慶雲三年（七〇六）正月の条には「天皇敬問新羅王。……」という慰勞詔書があり、同書慶雲三年十一月、宝龜十一年（七八〇）二月の条にも「天皇敬問新羅国王。……」とあり、渤海国に対しても天皇敬問渤海郡王。……」（続日本紀、神龜五年四月の条）、「天皇敬問渤海国王。……」（同上、天平勝宝五年六月の条）と慰勞詔書による国書が与えられているのである。公式令に規定ない様式が何故に使用されるのかという問題は今後検討すべき課題として残されるが、ともかく、延喜式に収める慰勞詔書式は唐朝の慰勞制書式を復元する上で極めて貴重な資料といえよう。

すなわち、日本の律令は唐の律令を母法としたものであり、慰勞詔書式も唐の慰勞制書式の日本的改訂の可能性が高く、また、唐の慰勞制書式は不明であるが、慰勞制書が存在したことは確実であり、慰勞制書を発布するためには一定の規定に従って起草・発布される必要があり、慰勞制書式が存在しても何ら不思議ではないことである。そして、日本の慰勞詔書は「天皇敬問某」で始っていたが、唐代文献においてこれと同



様な冒頭文言を有する史料を指摘し得れば、それが唐朝の慰勞制書と断定してよい可能性が大である。それは、王言七通りのうち冊書が「維某年歲次某月某朔。某日某」制書が「門下」発日勅及び論事勅書が「勅」で始まり、勅旨・勅牒が以上の頭字とはまったく別個の様式を有しており、もし、王言の一である「皇帝敬問某……」という史料の存在を指摘しえたら、それは慰勞制書以外に求めえなくなるからである。唐代文献において「皇帝敬問某」、「皇帝問某」で始まる史料は多数存する。ここでは文館詞林卷六六四詔三四撫辺に収められた二首の冒頭部分を掲げるにとどめ、他の例に関しては前掲金子氏の論文に譲ることとする。さて、前記文館詞林には「貞觀年中撫慰百濟王詔一首」と題し「皇帝問柱国帶方郡王百濟王扶余義慈。……」で始まる文書と、「貞觀年中撫慰新羅王詔一首」と題し「皇帝問（問の誤写）柱国樂浪郡王新羅王金善徳。……」で始まる文書を収めている（図版V）。ここで注意すべきは、文館詞林が二首の文書を詔三四撫辺の条に収め、各々の題名を貞觀年中撫慰某王詔一首としていることである。文館詞林一千巻は顯慶三年（六五八）に成立したもので、則天武后登極前であるから、詔は制ではなく詔とあって然るべきで、文館詞林の詔の分類に詔・制の混乱は見られない。この文館詞林において「皇帝問某」で始まる文書が詔として分類されている事実は何を意味するか。それも、同時代史料である二首の文を詔に分類したことをである。重ねて述べるが詔（制）には制書と慰勞制書の二種あり、一は「門下」で始まる制書であることは衆知の事実である。以上によって、「皇帝問某」で始まる文献は慰勞制書であることが確定され、延喜慰勞詔書式の「天皇」の語を「皇帝」に置き換えれば唐朝の慰勞制書となることが判明する。

文館詞林は編纂物であり編集の都合上、決り決った文言を省略する可能性が大なることは唐大詔令集等と同様であって、この点、文書様式を考察する上では細心の注意が必要であろうが、「皇帝問某」で始まるのが慰勞制書であると決定されたのであるから、次に示す金石萃編卷六六所収「盧正道勅」も慰勞制書と断定してよいであろう。（今、萃編の註記に従い六行に分け一行十一字で示す）

(1) 皇帝問洛州滎陽県令盧正

(2) 道。卿才行早著。清白有聞。夙

(3) 夜在公。課最居首。使車昇獎。

(4) 朕甚嘉之。今贈卿祿秩。以褒

(5) 善政。勉勗終始。無替嘉声。

(6) 景龍元年十月十七日

萃編所収の中州金石記は「宰相世系表。正道鄂州刺史。今洛陽許家管。有鄂州刺史盧府君神道碑。云。除洛州新安宰。以犯諱更滎陽。又云。璽書是降。又云。勉。勛。終。始。無。替。嘉。聲。即謂此勅也」といひ盧正道の神道碑を断片的に紹介し、璽書が降り、その内容が右に示したものであるといっている。右の史料は慰勞制書であり、神道碑が璽書と明記するのであるから、璽書の中に慰勞制書が含まれることは疑いない。前述璽書の所で、行論の便宜上璽書の中に制書が含まれる根拠を明示しなかったが、いまその欠を補っておく。右の慰勞制書においては文館詞林とは異なり、末尾に発布年月日が入っているが、この方がより原型に忠実というべく、日本の慰勞詔書式と比較して矛盾するものではない。従つて、本来の慰勞制書式の末尾には年月日が入つたと想定される。

次に問題となるのは慰勞制書の起草手続である。慰勞制書が皇帝若しくは側近の手になり、下達・施行されるのであれば、まさにそれは皇帝の私文書であり、国家の制度を定めた令に規定される性質のものでない。ところが、慰勞制書は公式令にその様式が規定されていたのであつて、決して私文書ではない。このように考えれば、慰勞制書も日本慰勞詔書式にある詔・勅の起草を行う中務卿以下に相当する官が連署し「宣・奉・行」と記入した可能性が大きい。唐朝において制・勅を起草を担当するのは中書省である。大唐六典卷九中書省・中書令の条には、前掲「王言之制有七」の後に、

皆宣署申覆。而施行焉。

とあるから、中書令は制・勅の文案起草と施行に関係したことは動かし難い。中書侍郎の条は何も伝えずるところはないが中書舍人の条には、

凡詔旨制勅。及璽書冊命。皆按典故。起草進画。既下則署而行之。

とあり、新唐書卷四七百官志(二)中書舍人の条も同様のことを伝えて、

凡詔旨制勅、璽書冊命、皆起草進画、既下、則署行。

とある。これによれば、形式上、一方的に皇帝の意志を示す制・勅の発布に当つては、中書舍人が典故を案じて起草し、文案成れば皇帝に示して画(日)を賜わり(進画)、それが訖れば中書省に下し、中書舍人は「具官封臣姓名行」(署行)を書くところである。この史料によつて、慰勞制書は日本のそれと同様、中書省において起草され、発布手続上、中書令以下の「宣・奉・行」が行われたと考へてよく、慰勞制書は日本のそ

敦煌・吐魯番出土 唐代告身四種と制書について

れを基準として唐名に置き換えることによって復元可能という一応の結論に至する。

しかし、これで慰勞制書式が完全に復元されたとはいえない。日本の慰勞詔書式は中務少輔まで一式とするが、その後が省略されている可能性が存するからである。慰勞制書は制書的一种であるから、制書式のように門下省の審議を要したか否かの点を検討する必要があるが、この点を解明する文献史料はまったくない。しかし、門下省の審議を要する制書式は「門下」で始まる。これに対し、慰勞制書は「皇帝敬問某」と皇帝が直接個人に問いかける形式になっている。「門下」に詔すとあるから門下省の審議を要するのであれば、「皇帝敬問某」で始まる場合は門下省の審議は必要ないことになるであろう。よって日本慰勞詔書式には省略があるのではなく、正確な慰勞詔書式を伝えていることになる。以上、述べたところから慰勞制書式を復元すれば次のようになるであろう。

皇帝敬問某。云々。

年月御画日

中書令具官封臣姓名 宣  
中書侍郎具官封臣姓名 奉  
中書舍人具官封臣姓名 行

最後に一言すべきは慰勞制書の下達に關してである。前掲盧正道の場合から明らかのように、慰勞制書は「皇帝問某」から年月日までが制書として下達された。このことは起草された慰勞制書の原本が下達されるのではなく謄本が作られたことを示すものである。なぜなら、原本であれば中書令以下の官の連署が必ず付随するはずであり、文館詞林の場合も収録されるはずがないからである。そして、中書省で作製された謄本に璽が捺印され信としたのである。

註

- (1) 仁井田陞『唐令拾遺』公式令制書式の条註記。
- (2) 唐代の制書は現存制授告身や Pelliot 2696 の写本「唐僖宗中和五年三月車駕還京師大赦詔」（大谷勝真、『青丘学叢』二所収）によれば、ほぼ一行二〇字前後で書かれており、唐会要卷二六牋表例の条に「景龍三年二月。有司奏。皇帝踐阼。及加元服。皇太后加号。皇后皇太子立。及元日。則例。諸州刺史都督。若京官五品已上在外者。並奉表疏賀。其長官無者。次官五品以上者賀表。当州遣使。余並附表。令礼部整比。送中書録帳總奏。又応上。表啓及奏狀。並大書一行。不得過一十八字。其署名不得大書。諸奏軍國。事者。並須指陳実状。不得漫引古今。凡須奏請者。皆為表狀。不得輒牒中書省。若事少者。即于表内具陳。使尽事情。若多不可尽書者。任于事前作一事。表内不許重述。」とあり、唐代の大字は一行一八字とあるから、この会要の史料によって一行一八字とした。また文中の改行は大唐六典卷四礼部・礼部郎中・員外郎の条に「凡上表疏牋啓及判策文章如平闕式」とあり、唐令拾遺公式令平出式平闕式によって行った。

- (3) 滋賀秀三「釈註唐律疏議(一)」(『国家学会雑誌七二一〇、七二頁註七)、大庭脩「唐告身の古文書学的研究」(『西域文化研究』三六〇頁以下参照)、内藤乾吉「唐の三省」(『中国法制史考証』補註(三)参照)
- (4) 内藤氏は前記補註(三)において「中令書人が起草し(進画し)た制書の案文に対して天子が、何の字を画するかはなお研究を要する」とされるが、養老公式令詔書式に「御画」とあるように皇帝は日付を署すのである。
- (5) 表式に関しては別稿で詳論する予定である。
- (6) 金子修一「唐代の国際文書形式について」(『史学雑誌』八三ノ一〇)
- (7) 冊書に関しては「唐代の冊書について」と題し別稿で詳論する予定である。
- (8) 護雅夫氏は隋と突厥の間に交換された国書につき論じられているが(『古代トルコ民族史研究上』一六四頁以下)、この形式は漢代にもあり、北宋代にも存するのであるから、当然唐代にも存したと考えるよいであろう。
- (9) このことは別稿「唐代の勅について」を予定しており、そこで詳論する。

## おわりに

以上において、唐代の制授告身四通を紹介し、制授告身に関連して、制書式・慰勞制書式の基本的様式の復元を試みた。本稿では様式の復元を主要目標とし、復元した様式の背後にある唐代史の諸問題には一切触れていない。

将来、制書式に関連して論ずべき問題の第一は、制書の発布手続に関するものである。制書の発布は復元した制書式にみられる官銜を經由して発布されることは自明であるが、これは極めて表面的な手続を示すに過ぎず、その内実においては宦官の介入等によって、より複雑な手続を経て発布されたと予想され、この点を詳細に解明しなければ、実態を無視した表面的文書様式論に終る危険性があることである。

第二は制書・勅書における門下省給事中の封駁という職権の発動に対して、どのような妥当な解釈を与えるかという問題である。この問題は勅式が復元されていない現在において軽々しく見解を示すことは差し控えなければならないが、この問題に関しては過去において、内藤乾吉氏「唐の三省」・『中国法制史考証』所収)と浜口重国氏「魏晋南北朝隋唐史概説」『秦漢隋唐史の研究』下巻所収)の対立する有力な見解があり現在に至っている。給事中の封駁という職権に対する二氏の理解のしかたは究極の所、唐代は貴族制社会か否やという点に帰着するであろう。内藤氏は貴族勢力の政治的発言権の一途として封駁を理解され、浜口氏はより、法制史的観点から、封駁を官人制支配体制下における制勅の審

敦煌・吐魯番出土 唐代告身四種と制書について

議過程の一現象として理解されるので制書式に付随する封駁をいかに理解するかは唐代史研究において極めて重要な問題であるといえよう。私はこの問題につき、明確な解答を用意してはいないので、ここでは内藤・浜口両氏の有力見解を紹介し、後日の課題としたいと思う。

本稿作成に当っては、東京大学教授池田温先生・大阪府立大学助教授杉本憲司先生には貴重な史料の閲覧を許され、また多大の御指導をいただいた。末尾に付し深謝する次第である。